

資料 2 - 1

運営指導における 主な指導事項について ～居宅サービス～

－ 目 次 －

- 1 指導事項の概要(P3～P5)
- 2 指導事項等の根拠となる法令等(P6～P15)
- 3 指導・監査における主な指摘・指導事項の解説(P16～P121)
- 4 運営規程に定める事項(P122～P129)

1 指導事項の概要

【指導の種類】

文書指摘	基準条例や関係法令等の違反が認められる場合であって、改善のための必要な措置を取るべき旨を文書により指導すること。 <u>期限内に改善状況について報告が必要</u> です。
口頭指摘	基準条例や関係法令等の違反が認められる場合であって、文書指摘を行わずとも改善が見込まれる場合に口頭により指導すること。 指摘事項に対する改善措置は必要ですが、改善状況について報告する必要はありません。
助言	基準条例や関係法令等の違反ではないが、事業の健全な運営に資すると考えられる事項について助言を行うこと。 努力事項であり改善義務はありません。

【令和6年度運営指導 指摘事項内訳】

サービス区分	項目		文書指摘	口頭指摘	合計
居宅サービス (156事業所で 実施)	I	基本方針			
	II	人員基準	18	2	20
	III	設備基準	2		2
	IV	運営基準	254	333	587
	V	報酬関係	14	78	92
居宅サービス 計			288	413	701

【令和6年度運営指導 指摘事項 サービス毎詳細】

サービス種別	基本方針	人員			運営			報酬			総計		
	文書指摘	文書指摘	口頭指摘	計	文書指摘	口頭指摘	計	文書指摘	口頭指摘	計	文書指摘	口頭指摘	計
居宅サービス		18	2	20	254	333	587	14	78	92	286	413	699
(内訳)													
訪問介護		13	2	15	100	155	255	7	40	47	120	197	317
(介護予防)訪問看護					34	30	64				34	30	64
(介護予防)訪問入浴介護					3	7	10		2	2	3	9	12
通所介護		3		3	42	60	102	4	23	27	49	83	132
(介護予防)通所リハビリテーション					2	3	5				2	3	5
(介護予防)短期入所生活介護					19	31	50	3	5	8	22	36	58
(介護予防)短期入所療養介護					5	4	9		1	1	5	5	10
(介護予防)特定施設入居者生活介護					12	12	24		7	7	12	19	31
(介護予防)福祉用具貸与 ※1		1		1	19	18	37				20	18	38
特定(介護予防)福祉用具販売 ※2		1		1	18	13	31				19	13	32

※1と※2については、上記のほかに設備に関する文書指摘が1件ずつあります。

2 指導事項等の根拠となる法令等

指定基準や報酬基準、解釈通知等を確認する際は、次の法令、条例・関係省令・告示・通知等を確認し、適正な事業運営及び報酬請求を行うようお願いします。

なお、ここで挙げているのは主なものですので、他の関係する告示等は各事業所で確認してください。

【法律・規則】

■介護保険法 … 以下「法」と記載

■介護保険法施行規則 … 以下「規則」と記載

【指定基準】 ※厚生労働省令

- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
(平成11年3月31日 厚生省令第37号)
… 以下「基準省令」と記載
- 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに
指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援
の方法に関する基準(平成18年3月14日 厚生労働省令第35号)
… 以下「予防基準省令」と記載

【指定基準】 ※福島市条例

■福島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年1月12日 条例第20号)
… 以下「条例」と記載

■福島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
(平成30年1月12日条例第22号)
… 以下「予防条例」と記載

【指定基準の解釈に関する通知】

- 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準
について(平成11年9月17日 老企第25号)
… 以下「解釈通知」と記載

【報酬に関する基準】

■指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準
(平成12年2月10日 厚生省告示第19号)

… 以下「報酬告示」と記載

■指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準
(平成18年3月14日 厚生労働省告示第127号)

… 以下「予防報酬告示」と記載

【報酬告示に関する留意事項】

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）
… 以下「留意事項通知」と記載

■指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準
(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)
及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準
の制定に伴う実施上の留意事項について
(平成12年3月8日 老企第40号)
… 以下「留意事項通知」と記載

■指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の
制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日
老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号)
… 以下「予防留意事項通知」と記載

【その他の主な関係省令・告示・通知等】

■厚生労働大臣が定める1単位の単価

(平成27年3月23日 厚生労働省告示第93号)

■厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等

(平成27年3月23日 厚生労働省告示第94号)

■厚生労働大臣が定める基準

(平成27年3月23日 厚生労働省告示第95号)

■厚生労働大臣が定める施設基準

(平成27年3月23日 厚生労働省告示第96号)

■厚生労働大臣が定める地域

(平成27年3月23日 厚生労働省告示第98号)

- 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域
(平成27年3月23日 厚生労働省告示第92号)
- 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の
員数の基準並びに通所介護費等の算定方法
(平成12年2月10日 厚生省告示第27号)
- 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
(平成12年2月10日 厚生省告示第29号)
- 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準
(平成12年2月10日 厚生省告示第21号)

3 指導・監査における主な指摘・指導 事項の解説

※令和6年度以前に指導・指摘した事項について掲載しています。

指導事項	[人員基準] 管理者が常勤専従ではなかった。
指導内容	① 管理者について、訪問介護事業所ごとに常勤専従として配置しなければならないが、同一敷地内のサービス付き高齢者向け住宅の従業者としても勤務しており、専従ではなかった。管理者は常勤専従として配置することとされているため、改めること。 ② 同一敷地外にある他の事業所の業務に従事していることを確認したため、改めること。
解 説	事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。<u>ただし、当該管理者は、事業所の管理上支障がない場合は、事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内に</u> <u>ある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</u> ※ただし書きについては、サービス種別毎に異なるため注意すること。
根 拠 等	■ 条例 第7条(訪問介護)、第50条(訪問入浴介護)、第66条(訪問看護)、第101条(通所介護)、第132条(短期入所生活介護)、第202条(特定施設入居者生活介護)、第233条(福祉用具貸与)、第250条(特定福祉用具販売) ■ 予防条例 第7条(介護予防訪問入浴介護)、第46条(介護予防訪問看護)、第96条(介護予防短期入所生活介護)、第171条(介護予防特定施設入居者生活介護)、第205条(介護予防福祉用具貸与)、第222条(特定介護予防福祉用具販売)
改善方法等	管理者は、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならないとされており、ただし書きにより、事業所の管理上支障がない場合は、同一事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設の職務に従事することができるとされています。 ただし書き以外の職務に従事する場合は、常勤換算に含むことができないため、常勤を満たさなくなりますのでご留意願います。

指導事項	[人員基準] 管理者の変更について、届出がされていなかった。
指導内容	介護予防居宅療養管理指導にかかる管理者の変更届が未提出のため、至急提出すること。なお、変更届を提出する際は遅延理由書を添付すること。
解 説	事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内に、その旨を届け出なければならない。
根 拠 等	■ 法 第75条第1項
改善方法等	管理者に変更があった場合は、変更のあった日から10日以内に変更届を提出してください。 なお、変更届にかかる様式は市HPに掲載しています。 https://www.city.fukushima.fukushima.jp/fukushi-kansa/kenko/fukushi/jigyosha/kyotakuhenko.html

指導事項	[人員基準] 常勤のサービス提供責任者が配置されていなかった。(訪問介護)
指導内容	常勤の訪問介護員等のうち、利用者数が40又はその端数を増すごとに1人以上のものをサービス提供責任者としなければならないとされているが、常勤ではない職員がサービス提供責任者となっていたため、改めること。
解 説	指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。
根 拠 等	■ 条例 第6条(訪問介護)
改善方法等	サービス提供責任者が従事できる職務は、管理者と訪問介護職員とされています。 同一建物などの有料老人ホーム等に業務を行う場合は、常勤換算に含むことができないため、常勤を満たさなくなりますので、注意してください。

指導事項	[人員基準] サービス提供責任者が足りなかった。(訪問介護)
指導内容	訪問介護、第1号訪問事業、居宅介護、重度訪問介護の月毎の利用者数合計の3ヶ月平均を確認し、3ヶ月平均が80人を超えた場合はサービス提供責任者を1名増員すること。
解 説	指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。
根 拠 等	■ 条例 第6条(訪問介護)
改善方法等	指定訪問介護事業所が居宅介護等の障害福祉サービスを提供する場合、介護保険サービスの利用者と障害福祉サービス利用者を合わせた前3月の利用者平均が40人を超える毎にサービス提供責任者を1名増員する必要があります。利用者が増えた場合は、前3月の利用者平均を確認してください。

指導事項	[人員基準] サービス提供責任者の変更について、届出がされていなかった。(訪問介護)
指導内容	事業者は、介護保険法第75条第1項に定める事項に変更があったときは、10日以内に、その旨を届け出なければならないが、サービス提供責任者の変更について届出がされていないため、速やかに届出をすること。
解 説	事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内に、その旨を届け出なければならない。
根 拠 等	■ 法 第75条第1項
改善方法等	サービス提供責任者に変更があった場合は、変更のあった日から10日以内に変更届を提出してください。 なお、変更届にかかる様式は市HPに掲載しています。 https://www.city.fukushima.fukushima.jp/fukushi-kansa/kenko/fukushi/jigyosha/kyotakuhenko.html

指導事項	〔人員基準〕 ① サービス提供責任者が、同一敷地内の有料老人ホーム職員を兼務していた。 ② サービス提供責任者が、同一敷地内のサービス付き高齢者向け住宅職員を兼務していた。 ③ サービス提供責任者が、同一敷地内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員を兼務していた。
指導内容	サービス提供責任者の雇用通知書について、同一敷地内の有料老人ホーム職員を兼務する旨の記載を確認した。サービス提供責任者は、専ら指定訪問介護に従事するものをもって充てなければならないため、雇用通知書を改めること。
解 説	専ら指定訪問介護の職務に従事する者であることが、サービス提供責任者の要件となります。
根 拠 等	■ 条例 第6条(訪問介護)
改善方法等	指定訪問介護のサービス提供責任者が兼務できるのは、同一敷地内にある「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」又は「指定夜間対応型訪問介護事業所」の職務のみです。ご留意願います。

重 要

指導事項	[人員基準] 訪問介護員等が常勤換算方法で2.5以上配置されていなかった。
指導内容	訪問介護員等の員数について常勤換算方法で2.5を満たしていないため改めること。
解 説	指定訪問介護事業所における訪問介護員等の員数については、常勤換算方法で2.5人以上と定められているが、これについては職員の支援体制等を考慮した最小限の員数として定められているものであり、事業量を考慮し適切な員数の人員を確保する。
根 拠 等	■ 条例 第6条(訪問介護) ■ 福島市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業(予防訪問介護相当サービス、予防通所介護相当サービス及び介護予防ケアマネジメント)の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱 第2条(第1号訪問事業)
改善方法等	指定訪問介護事業者が総合事業第1号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ指定訪問介護事業と当該第1号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、市の定める当該第一号訪問事業の人員基準(常勤換算方法で2.5)を満たすことをもって、指定訪問介護事業の人員基準を満たしているものとみなすことができます。 なお、必要数確保できない場合は人員基準違反となるため、市福祉監査課へ相談し、場合によっては休止等の対応をしていただくようになりますのでご留意願います。

指導事項	[人員基準] 看護師等が常勤換算方法で2.5以上配置されていなかった。
指導内容	看護師等の員数について常勤換算方法で2.5を満たしていないため改めること。
解説	指定訪問看護ステーションの場合、保健師、看護師又は准看護師の員数については、常勤換算方法で2.5人以上と定められているが、これについては職員の支援体制等を考慮した最小限の員数として定められているものであり、事業量を考慮し適切な員数の人員を確保する。
根拠等	■ 条例 第65条(訪問看護) ■ 予防条例 第45条(介護予防訪問看護)
改善方法等	指定訪問看護ステーションの場合、指定介護予防訪問看護事業者の指定を受け、かつ指定訪問看護事業と指定介護予防訪問看護事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合、指定介護予防訪問看護事業で看護師等の員数が常勤換算方法で2.5人以上を満たしていれば、指定訪問看護事業の人員基準を満たすことができます。 なお、必要数確保できない場合は人員基準違反となるため、市福祉監査課へ相談し、場合によっては休止等の対応をしていただくようになりますのでご留意願います。

指導事項	[人員基準] 機能訓練指導員が配置されていなかった。
指導内容	機能訓練指導員が配置されていないことを確認した。人員基準上、機能訓練指導員を一以上配置する必要があるため、至急配置すること。
解 説	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)の資格を有した者を配置し、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
根 拠 等	■ 条例 第100条(通所介護)、第131条(短期入所生活介護)、第201条(特定施設入居者生活介護) ■ 予防条例 第95条(介護予防短期入所生活介護)、第170条(介護予防特定施設入居者生活介護)
改善方法等	通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護については、上記資格を有する者を配置し、機能訓練を実施してください。 なお、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えありません。

指導事項	[人員基準] 福祉用具専門相談員が常勤換算方法で2以上配置されていなかった。
指導内容	福祉用具専門相談員の員数が常勤換算方法で2以上確保されていないため、速やかに改めること。
解 説	指定福祉用具貸与(販売)の事業を行う者(以下「指定福祉用具貸与(販売)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定福祉用具貸与(販売)事業所」という。)ごとに置くべき福祉用具専門相談員(介護保険法施行令第四条第一項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)の員数は、<u>常勤換算方法で、2以上</u>とする。
根 拠 等	■ 条例 第232条(福祉用具貸与)、第249条(特定福祉用具販売) ■ 予防条例 第204条(介護予防福祉用具貸与)、第221条(特定介護予防福祉用具販売)
改善方法等	福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で2以上とされており、例えば、同一の事業所において、指定福祉用具貸与事業者が、指定福祉用具貸与、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売又は指定介護予防福祉用具販売の4つの指定を併せて受けている場合であっても、これらの運営が一体的になされているのであれば、福祉用具専門相談員は常勤換算方法で2人でもって足りるものとされており、上記以外の職務に従事する場合は、常勤換算に含むことができません。 なお、福祉用具専門相談員が必要数確保できない場合、人員基準違反となるため、市福祉監査課へ相談し、場合によっては休止等の対応をしていただくようになりますのでご留意願います。

指導事項	[運営基準] 重要事項説明書や契約書がない。
指導内容	特定福祉用具販売および特定介護予防福祉用具販売にかかる、重要事項説明書および契約書の様式を作成すること。
解 説	事業者は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を書面により得なければならない。
根 拠 等	■ 条例 第9条(訪問介護)、第63条(訪問入浴介護)、第79条(訪問看護)、第89条(訪問リハビリテーション)、第98条(居宅療養管理指導)、第114条(通所介護)、第129条(通所リハビリテーション)、第135条(短期入所生活介護)、第187条(短期入所療養介護)、第245条(福祉用具貸与)、第258条(特定福祉用具販売) ■ 予防条例 第9条(介護予防訪問入浴介護)、第55条(介護予防訪問看護)、第65条(介護予防訪問リハビリテーション)、第74条(介護予防居宅療養管理指導)、第89条(介護予防通所リハビリテーション)、第99条(介護予防短期入所生活介護)、第148条(介護予防短期入所療養介護)、第173条(介護予防特定施設入居者生活介護)、第214条(介護予防福祉用具貸与)、第228条(特定介護予防福祉用具販売)
改善方法等	サービス提供にあたり、利用申込者又はその家族に対し重要事項説明書等により説明のうえ、同意の署名を得ることが必要です。重要事項説明書等の様式を必ず作成し、同意の署名を得たものを必ず保管してください。

指導事項	[運営基準] 運営規程と重要事項説明書の整合性が取れていなかった。
指導内容	運営規程と重要事項説明書の整合性が取れていないため、改めること。
解 説	事業者は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を書面により得なければならない。
根 拠 等	■ 条例 第9条(訪問介護)、第63条(訪問入浴介護)、第79条(訪問看護)、第89条(訪問リハビリテーション)、第98条(居宅療養管理指導)、第114条(通所介護)、第129条(通所リハビリテーション)、第135条(短期入所生活介護)、第187条(短期入所療養介護)、第245条(福祉用具貸与)、第258条(特定福祉用具販売) ■ 予防条例 第9条(介護予防訪問入浴介護)、第55条(介護予防訪問看護)、第65条(介護予防訪問リハビリテーション)、第74条(介護予防居宅療養管理指導)、第89条(介護予防通所リハビリテーション)、第99条(介護予防短期入所生活介護)、第148条(介護予防短期入所療養介護)、第173条(介護予防特定施設入居者生活介護)、第214条(介護予防福祉用具貸与)、第228条(特定介護予防福祉用具販売)
改善方法等	重要事項説明書に記載する項目は、サービス種別ごとに異なりますが、主に運営規程の概要となりますので、基準を確認してください。また、職員体制など実態と合っていない部分がないか定期的に確認し、差異があれば実態と合うように訂正してください。 なお、重要事項説明書は変更する機会が多いと考えられるため、作成日等を記載するなどして、最新の重要事項説明書を管理することが望ましいと考えられます。

指導事項	[運営基準] 「提供するサービスの第三者評価の実施状況」が重要事項説明書に記載されていなかった。
指導内容	「提供するサービスの第三者評価の実施状況」について重要事項説明書に記載されていないため、改めること。
解 説	事業者は、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、(一部省略)提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から当該サービスの提供を受けることにつき同意を得ることが必要です。
根 拠 等	■ 解釈通知 第3の 一の3(1)(訪問介護)、六の3(9)(通所介護)、八の3(1)(短期入所生活介護)、九の2(11)(短期入所療養介護)
改善方法等	提供するサービスの第三者評価の実施状況について、実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況について、重要事項説明書に記載してください。 なお、第三者評価を実施する機関については、福島県のホームページ(※)を参照してください。 (※) https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025b/dai3syahyouka.html

指導事項	[運営基準] 重要事項説明書の変更について説明・同意を得ていなかった。
指導内容	報酬改定により利用料金に変更になったが、変更になったことを利用者又は家族に対して説明し同意を得ていないため、説明し同意を得ること。
解 説	事業者は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を書面により得なければならない。
根 拠 等	■ 条例 第9条(訪問介護)、第63条(訪問入浴介護)、第79条(訪問看護)、第89条(訪問リハビリテーション)、第98条(居宅療養管理指導)、第114条(通所介護)、第129条(通所リハビリテーション)、第135条(短期入所生活介護)、第187条(短期入所療養介護)、第245条(福祉用具貸与)、第258条(特定福祉用具販売) ■ 予防条例 第9条(介護予防訪問入浴介護)、第55条(介護予防訪問看護)、第65条(介護予防訪問リハビリテーション)、第74条(介護予防居宅療養管理指導)、第89条(介護予防通所リハビリテーション)、第99条(介護予防短期入所生活介護)、第148条(介護予防短期入所療養介護)、第173条(介護予防特定施設入居者生活介護)、第214条(介護予防福祉用具貸与)、第228条(特定介護予防福祉用具販売)
改善方法等	同意を得た内容に変更が生じた場合(簡易な変更を除く)は、改めて説明及び同意を得ることが必要です。特に報酬改定や利用者負担割合変更により、利用料金が増える場合については、書面による同意を得るようにしてください。この場合、変更後の重要事項説明書で同意を得るか、変更部分だけ抽出した書面を作成し、同意を得るよう対応してください。なお、書面による同意ではない場合には、変更後の紙を交付した上で、説明を行った日時・方法・対象者を明確に記録してください。

指導事項	[運営基準] 介護保険の受給資格を確認できなかった。
指導内容	介護保険証の写しを確認できなかったため、改めること。
解 説	① 介護保険の給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるため、介護サービス事業者は、サービス提供にあたり、利用者の提示する被保険者証により被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる必要があります。 ② 利用者の被保険者証に、認定審査会の意見として当該被保険者にかかる留意すべき事項が記載されているときは、介護サービス事業者はこれに配慮してサービス提供するように努める必要があります。
根 拠 等	■ 条例 第12条(訪問介護)、第59条(訪問入浴介護)、第79条(訪問看護)、第89条(訪問リハビリテーション)、第98条(居宅療養管理指導)、第114条(通所介護)、第129条(通所リハビリテーション)、第151条(短期入所生活介護)、第187条(短期入所療養介護)、第245条(福祉用具貸与)、第258条(特定福祉用具販売) ■ 予防条例 第12条(介護予防訪問入浴介護)、第55条(介護予防訪問看護)、第65条(介護予防訪問リハビリテーション)、第74条(介護予防居宅療養管理指導)、第89条(介護予防通所リハビリテーション)、第109条(介護予防短期入所生活介護)、第148条(介護予防短期入所療養介護)、第214条(介護予防福祉用具貸与)、第228条(特定介護予防福祉用具販売)
改善方法等	サービス提供をする際は、介護保険証(写)を保管するか、介護保険証の内容を記録し保管してください。

指導事項	[運営基準] サービス担当者会議の内容を記録していなかった。
指導内容	サービス担当者会議の記録が確認できなかった。サービス担当者会議で把握した利用者の心身の状況、その置かれている環境等を適切に記録のうえ保管すること。
解 説	事業者は、サービス提供にあたっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。
根 拠 等	■ 条例 第14条(訪問介護)、第59条(訪問入浴介護)、第79条(訪問看護)、第89条(訪問リハビリテーション)、第98条(居宅療養管理指導)、第114条(通所介護)、第129条(通所リハビリテーション)、第151条(短期入所生活介護)、第187条(短期入所療養介護)、第245条(福祉用具貸与)、第258条(特定福祉用具販売) ■ 予防条例 第14条(介護予防訪問入浴介護)、第55条(介護予防訪問看護)、第65条(介護予防訪問リハビリテーション)、第74条(介護予防居宅療養管理指導)、第89条(介護予防通所リハビリテーション)、第109条(介護予防短期入所生活介護)、第148条(介護予防短期入所療養介護)、第214条(介護予防福祉用具貸与)、第228条(特定介護予防福祉用具販売)
改善方法等	事業者は、サービス担当者会議への出席し、利用者の心身の状況等を把握し、サービス担当者会議の内容について事業所の任意様式により記録してください。 なお、記録は5年間保管してください。

指導事項	[運営基準] 居宅サービス計画が保管されていなかった。
指導内容	居宅サービス計画が保管されていなかった。サービス提供にあたっては、居宅サービス計画を確認するとともに保管すること。
解 説	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供しなければなりません。
根 拠 等	■ 条例 第17条(訪問介護)、第59条(訪問入浴介護)、第79条(訪問看護)、第89条(訪問リハビリテーション)、第98条(居宅療養管理指導)、第114条(通所介護)、第129条(通所リハビリテーション)、第151条(短期入所生活介護)、第187条(短期入所療養介護)、第219条(特定施設入居者生活介護)、第245条(福祉用具貸与)、第258条(特定福祉用具販売) ■ 予防条例 第17条(介護予防訪問入浴介護)、第55条(介護予防訪問看護)、第65条(介護予防訪問リハビリテーション)、第74条(介護予防居宅療養管理指導)、第89条(介護予防通所リハビリテーション)、第109条(介護予防短期入所生活介護)、第148条(介護予防短期入所療養介護)、第183条(介護予防特定施設入居者生活介護)、第214条(介護予防福祉用具貸与)、第228条(特定介護予防福祉用具販売)
改善方法等	居宅サービス計画をよく確認のうえ、個別計画と一緒に保管してください。また、個別計画作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、居宅サービス計画を確認のうえ、居宅サービス計画に沿うように必要に応じ個別計画を変更してください。

指導事項	[運営基準] 居宅サービス計画に記載のないサービスを提供をしていた。
指導内容	居宅サービス計画の第1表に記載のない内容のサービス提供をしていることを確認した。居宅介護支援事業所と連携を図り、居宅サービス計画等の変更の援助を行うこと。
解説	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行わなければなりません。 なお、利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、介護事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合も同様です。
根拠等	■ 条例 第18条(訪問介護)、第59条(訪問入浴介護)、第79条(訪問看護)、第89条(訪問リハビリテーション)、第114条(通所介護)、第129条(通所リハビリテーション)、第245条(福祉用具貸与)、第258条(特定福祉用具販売) ■ 予防条例 第18条(介護予防訪問入浴介護)、第55条(介護予防訪問看護)、第65条(介護予防訪問リハビリテーション)、第89条(介護予防通所リハビリテーション)、第214条(介護予防福祉用具貸与)、第228条(特定介護予防福祉用具販売)
改善方法等	居宅サービス計画をよく確認し、利用者から居宅サービス計画変更の希望がある場合、変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合は、必要な援助を行ってください。

指導事項	[運営基準] サービス提供記録の内容が画一的だった。
指導内容	身体介護にかかるサービス提供記録について、提供した内容の記録が画一的であり、利用者の心身状況その他の必要な事項が確認できなかった。実際に提供した具体的な内容及び利用者の心身状況等を明確に記載するよう改めること。
解 説	サービスを提供した際には、提供したサービスの内容等を具体的に記録する必要があります。
根 拠 等	■ 条例 第20条(訪問介護)、第59条(訪問入浴介護)、第79条(訪問看護)、第89条(訪問リハビリテーション)、第98条(居宅療養管理指導)、第114条(通所介護)、第129条(通所リハビリテーション)、第151条(短期入所生活介護)、第187条(短期入所療養介護)、第206条(特定施設入居者生活介護)、第247条(福祉用具貸与)、第252条(特定福祉用具販売) ■ 予防条例 第20条(介護予防訪問入浴介護)、第55条(介護予防訪問看護)、第65条(介護予防訪問リハビリテーション)、第74条(介護予防居宅療養管理指導)、第89条(介護予防通所リハビリテーション)、第109条(介護予防短期入所生活介護)、第148条(介護予防短期入所療養介護)、第175条(介護予防特定施設入居者生活介護)、第214条(介護予防福祉用具貸与)、第224条(特定介護予防福祉用具販売)
改善方法等	介護ソフト(システム)を使用して業務管理・記録等を行う事業所が徐々に増えていますが、日々のサービス提供記録の内容が画一的で、いわゆる“コピペ”で処理しているのでは? と疑問を持たざるを得ないケースが時折見られます。 利用者の状況等は、日々異なるはずです。サービス提供の記録は具体的に記載してください。 なお、サービス提供記録の内容が画一的で、サービス提供が適切に行われているのか疑義が生じた場合は、監査も想定されますので留意してください。

指導事項	[運営基準] 運営規程(重要事項説明書、契約書)に記載されている利用料の負担割合に、1割負担の記載はあるが、2割負担・3割負担の記載がない。
指導内容	運営規程(重要事項説明書、契約書)に記載されている利用料の負担割合に、1割負担の記載はあるが、2割負担・3割負担の記載がないため改めること。
解 説	現在、利用者負担割合は1～3割となりますので、運営規程、重要事項説明書及び契約書の記載内容について確認してください。
根 拠 等	■ 条例 第21条(訪問介護)、第52条(訪問入浴介護)、第70条(訪問看護)、第83条(訪問リハビリテーション)、第93条(居宅療養管理指導)、第103条(通所介護)、第129条(通所リハビリテーション)、第137条(短期入所生活介護)、第176条(短期入所療養介護)、第207条(特定施設入居者生活介護)、第235条(福祉用具貸与)、第258条(特定福祉用具販売) ■ 予防条例 第21条(介護予防訪問入浴介護)、第50条(介護予防訪問看護)、第62条(介護予防訪問リハビリテーション)、第71条(介護予防居宅療養管理指導)、第80条(介護予防通所リハビリテーション)、第101条(介護予防短期入所生活介護)、第143条(介護予防短期入所療養介護)、第176条(介護予防特定施設入居者生活介護)、第207条(介護予防福祉用具貸与)、第228条(特定介護予防福祉用具販売)
改善方法等	運営規程、重要事項説明書及び契約書に利用者負担割合を記載する場合は、「1割・2割・3割」と明記するか、又は「負担割合証に記載の利用者負担割合」等と記載してください。

指導事項	[運営基準] 実施地域外の交通費の規程が不適切。
指導内容	① 実施地域外の交通費の規程が運営規程と重要事項説明書で異なるため、改めること。 ② 通常の事業の実施地域でも交通費を徴収する旨運営規程及び重要事項説明書に規定されているため、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービス提供を行う際に交通費の支払を受けるよう改めること。
解 説	通常の事業の実施地域以外 ^{（注）} の地域においてサービス提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができます。
根 拠 等	■ 条例 第21条(訪問介護)、第52条(訪問入浴介護)、第70条(訪問看護)、第83条(訪問リハビリテーション)、第93条(居宅療養管理指導)、第103条(通所介護)、第129条(通所リハビリテーション)、第137条(短期入所生活介護)、第176条(短期入所療養介護)、第207条(特定施設入居者生活介護)、第235条(福祉用具貸与)、第258条(特定福祉用具販売) ■ 予防条例 第21条(介護予防訪問入浴介護)、第50条(介護予防訪問看護)、第62条(介護予防訪問リハビリテーション)、第71条(介護予防居宅療養管理指導)、第80条(介護予防通所リハビリテーション)、第101条(介護予防短期入所生活介護)、第143条(介護予防短期入所療養介護)、第176条(介護予防特定施設入居者生活介護)、第207条(介護予防福祉用具貸与)、第228条(特定介護予防福祉用具販売)
改善方法等	通常の事業の実施地域以外 ^{（注）} の地域においてサービス提供する場合、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができます。運営規程と重要事項説明書の内容が一致するよう、確認してください。

指導事項	[運営基準] 利用料金の記載に誤りがあった。
指導内容	サービス提供にあたり、予め利用申込者又はその家族に対し、重要事項についてわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定訪問介護の提供を受けることにつき同意を得なければならない。
解 説	令和3年4月の介護報酬改定にあたり、料金表への加算の記載漏れ、単位数の記載誤りが散見されました。利用料改定にあたっては、利用者・家族から同意を得るとともに、料金表の記載漏れ・記載誤りがないようにしてください。
根 拠 等	■ 条例 第21条(訪問介護)、第52条(訪問入浴介護)、第70条(訪問看護)、第83条(訪問リハビリテーション)、第93条(居宅療養管理指導)、第103条(通所介護)、第129条(通所リハビリテーション)、第137条(短期入所生活介護)、第176条(短期入所療養介護)、第207条(特定施設入居者生活介護)、第235条(福祉用具貸与)、第258条(特定福祉用具販売) ■ 予防条例 第21条(介護予防訪問入浴介護)、第50条(介護予防訪問看護)、第62条(介護予防訪問リハビリテーション)、第71条(介護予防居宅療養管理指導)、第80条(介護予防通所リハビリテーション)、第101条(介護予防短期入所生活介護)、第143条(介護予防短期入所療養介護)、第176条(介護予防特定施設入居者生活介護)、第207条(介護予防福祉用具貸与)、第228条(特定介護予防福祉用具販売)
改善方法等	料金表の作成にあたってはダブルチェック等を行い、利用者・家族から同意を得た場合は同意書を得るか、または説明・同意日を記録してください。

指導事項	[運営基準] 計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録がなかった。
指導内容	通所介護従業者はそれぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況(評価)の記録を行わなければならないとされているが、評価が記録されていない事例が確認されたため、改めること。
解 説	事業者は、それぞれの利用者について、当該計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行わなければならない。
根 拠 等	■ 条例 第23条(訪問介護)、第71条(訪問看護)、第84条(訪問リハビリテーション)、第104条(通所介護)、第122条(通所リハビリテーション)、第236条(福祉用具貸与)、第258条(特定福祉用具販売) ■ 予防条例 第56条(介護予防訪問看護)、第66条(介護予防訪問リハビリテーション)、第90条(介護予防通所リハビリテーション)、第215条(介護予防福祉用具貸与)、第229条(介護予防特定福祉用具販売)
改善方法等	通所介護計画の実施状況の把握及び目標達成の評価を実施したことが分かるように記録を残してください。 記録については、通所介護計画に記載するか別の様式を作成するなどが考えられますが、記録の様式は問いませんので、漏れの無いよう記録してください。

指導事項	[運営基準] 訪問介護計画が作成されていなかった。(訪問介護)
指導内容	直近の訪問介護計画が作成されていないため、至急作成し、利用者に説明し同意を得ること。 また、他の利用者についても自己点検すること。
解 説	サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえつつ、居宅サービス計画に沿って訪問介護計画を作成しなければなりません。
根 拠 等	■ 条例 第25条(訪問介護)
改善方法等	訪問介護計画の作成にあたっては、利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし(アセスメント)、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する訪問介護員等の氏名、訪問介護員等が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにしてください。

指導事項	[運営基準] 訪問介護計画にサービス提供責任者及び担当する訪問介護員等の氏名が記載されていなかった。(訪問介護)
指導内容	サービス提供責任者及び担当する訪問介護員等の氏名が未記載の訪問介護計画を確認したため、記載すること。
解 説	訪問介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし(アセスメント)、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する訪問介護員等の氏名、訪問介護員等が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。
根 拠 等	■ 条例 第25条(訪問介護)
改善方法等	訪問介護計画には、計画を作成したサービス提供責任者および担当する訪問介護員等の氏名を記載してください。なお、訪問介護計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えありませんが、サービス提供責任者および担当する訪問介護員等の氏名欄がない場合は作成してください。

指導事項	[運営基準] サービス提供責任者以外が訪問介護計画を作成していた。
指導内容	訪問介護計画は、介護福祉士及び厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者が作成することとされているが、サービス提供責任者ではない訪問介護職員が作成していることを確認したため、改めること。
解 説	サービス提供責任者(第6条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。)は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成しなければならない。
根 拠 等	■ 条例 第25条(訪問介護)
改善方法等	サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成しなければならないとされており、作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし(アセスメント)、目標や提供するサービスの具体的な内容を記載する必要があります。

指導事項	[運営基準] アセスメントの実施状況を確認できなかった。
指導内容	訪問介護計画を作成するにあたり、アセスメントを実施している記録がなく、実施状況が確認できなかったため、改めること。
解 説	個別計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにする必要があります。
根 拠 等	■ 条例 第25条(訪問介護)、第74条(訪問看護)、第86条(訪問リハビリテーション)、第95条(居宅療養管理指導)、第106条(通所介護)、第124条(通所リハビリテーション)、第139条(短期入所生活介護)、第178条(短期入所療養介護)、第209条(特定施設入居者生活介護)、第238条(福祉用具貸与)、第256条(特定福祉用具販売) ■ 予防条例 第57条(介護予防訪問看護)、第67条(介護予防訪問リハビリテーション)、第76条(介護予防居宅療養管理指導)、第91条(介護予防通所リハビリテーション)、第111条(介護予防短期入所生活介護)、第150条(介護予防短期入所療養介護)、第185条(介護予防特定施設入居者生活介護)、第217条(介護予防福祉用具貸与)、第231条(特定介護予防福祉用具販売)
改善方法等	アセスメントの実施にあたっては、課題分析標準23項目を参考に、利用者の状況について把握・分析してください。 また、担当者によって評価項目が異なるケースも見受けられます。事業所内でアセスメントの様式を統一し実施するようお願いします。

指導事項	[運営基準] ① モニタリングの実施状況を確認できなかった。 ② モニタリング時に、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等を把握していない。
指導内容	個別計画にかかるモニタリングについて、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等を把握のうえ記録すること。
解 説	事業所の管理者は、モニタリングの結果及び計画の目標達成状況についての評価を踏まえ、必要に応じて計画の変更を行う。
根 拠 等	■ 条例 第25条(訪問介護)、第85条(訪問リハビリテーション)、第106条(通所介護)、第124条(通所リハビリテーション)、第209条(特定施設入居者生活介護)、第238条(福祉用具貸与) ■ 予防条例 第57条(介護予防訪問看護)、第85条(介護予防訪問リハビリテーション)、第124条(介護予防通所リハビリテーション)、第209条(介護予防特定施設入居者生活介護)、第238条(福祉用具貸与)
改善方法等	運営指導時に、モニタリングの実施状況を確認できないケース、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等の把握が不十分なケースが散見されます。サービス提供後は定期的にモニタリングを行い、個別計画の実施状況や目標の達成状況、利用者及びその家族の満足度等を把握し、必要がある場合は個別計画の変更を行ってください。

指導事項	[運営基準] リハビリテーション会議の開催を確認できなかった。
指導内容	リハビリテーション会議の開催を確認できなかった。利用者及びその家族の参加を基本としつつ、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、会議録を保管するのが望ましい。
解 説	事業者は、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の状況等に関する情報を当該構成員と共有するよう努めること。
根 拠 等	■ 条例 第85条(訪問リハビリテーション)、第123条(通所リハビリテーション) ■ 予防条例 第67条(介護予防訪問リハビリテーション)、第91条(介護予防通所リハビリテーション)
改善方法等	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス担当者及び保健師等で構成されたリハビリテーション会議を開催し、専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を共有するよう努めてください。 なお、リハビリテーション会議は利用者及びその家族の参加が基本ですが、やむを得ず参加できない場合は必ずしもその参加を求めるものではありません。 また、構成員がリハビリテーション会議を欠席した場合は、速やかに当該会議の内容について欠席者との情報共有を図ってください。

指導事項	[運営基準] 訪問リハビリテーション計画を作成しないまま、サービスを提供していた。 (訪問リハビリテーション)
指導内容	認定有効期間が更新となった利用者について、介護被保険者証の写し等及び居宅サービス計画を入手せず、また訪問リハビリテーション計画を作成しないままサービスを提供していたことを確認したため、改めること。
解 説	訪問リハビリテーション計画は、指定訪問リハビリテーション事業所の医師の診療に基づき、利用者ごとに、利用者の心身の状態、生活環境を踏まえて作成し、利用者の希望、リハビリテーションの目標及び方針、健康状態、リハビリテーションの実施上の留意点、リハビリテーション終了の目安・時期等を記載する。なお、既に居宅サービス計画等が作成されている場合には、当該計画等に沿って訪問リハビリテーション計画を立案すること。訪問リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直しすること。
根 拠 等	■ 条例 第86条(訪問リハビリテーション)、第124条(通所リハビリテーション) ■ 予防条例 第67条(介護予防訪問リハビリテーション)、第91条(介護予防通所リハビリテーション)
改善方法等	認定有効期間が更新となった場合は、介護被保険者証の写し等及び居宅サービス計画を入手し内容を確認するとともに、居宅サービス計画を基に訪問リハビリテーション計画を作成後、訪問リハビリテーション計画の目標や内容等について利用者及びその家族に理解しやすい方法で説明を行い、サービスを提供してください。

指導事項	[運営基準] 通所介護計画について、従業者が共同して作成していることが確認できなかった。 (通所介護)
指導内容	通所介護計画は、サービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成するものであるが、従業者が共同して作成していることが確認できなかったため改めること。
解 説	通所介護計画は、サービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成する。
根 拠 等	■ 条例 第86条(訪問リハビリテーション)、第124条(通所リハビリテーション) ■ 予防条例 第67条(介護予防訪問リハビリテーション)、第91条(介護予防通所リハビリテーション)
改善方法等	通所介護計画の作成にあたっては、サービスの提供に関わる従業者が共同して作成し、共同して作成したことが分かるよう従業者の氏名や共同した内容を記録するなどしてください。

指導事項	[運営基準] 個別計画の同意を本人から得ていなかった。
指導内容	①訪問介護計画等について、本人の同意ではなく家族から同意を得ていたことを確認した。 ②訪問看護計画書の同意欄の署名を、介護支援専門員が行っている事を確認した。 ③訪問看護計画書における利用者の署名を確認できなかった。
解 説	事業所は、計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ることが必要です。
根 拠 等	■ 条例 第25条(訪問介護)、第74条(訪問看護)、第86条(訪問リハビリテーション)、第106条(通所介護)、第124条(通所リハビリテーション)、第139条(短期入所生活介護)、第178条(短期入所療養介護)、第209条(特定施設入居者生活介護)、第238条(福祉用具貸与)、第256条(特定福祉用具販売) ■ 予防条例 第57条(介護予防訪問看護)、第67条(介護予防訪問リハビリテーション)、第91条(介護予防通所リハビリテーション)、第111条(介護予防短期入所生活介護)、第150条(介護予防短期入所療養介護)、第185条(介護予防特定施設入居者生活介護)、第217条(介護予防福祉用具貸与)、第228条(特定介護予防福祉用具販売)
改善方法等	居宅サービス計画等については、文書により利用者の同意を得なければならない、とされており、利用者本人から文書による同意が難しく、代筆等で対応した場合は、本人の氏名のほかに代筆者の氏名及びその続柄について記載するように努めてください。 また、当該同意は、押印の必要までは求めているところではないが、押印する形で様式を定めている場合は、自書であっても押印まで実施する等、書類の管理に努めてください。

指導事項	[運営基準] サービス提供責任者以外がサービス担当者会議に出席していた。
指導内容	サービス担当者会議には、サービス提供責任者が出席することにより、居宅介護支援事業所等と連携を図ることとされているが、サービス提供責任者以外の者が出席していることが見受けられたため、改めること。
解 説	管理者及びサービス提供責任者の責務 サービス提供責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。 三 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。
根 拠 等	■ 条例 第29条(訪問介護)
改善方法等	サービス提供責任者の責務として、「サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること」「訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること」「訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること」等があるが、これらはサービス提供責任者の役割分担について規定したものであるため、サービス提供責任者以外が行わないよう注意してください。

指導事項	[運営基準] サービス提供責任者が訪問介護員等の業務の実施状況を把握していなかった。
指導内容	サービス提供責任者は、利用者の状態の変化やサービスに関する意向及び訪問介護員等の業務の実施状況を把握することとされているが、サービス提供責任者以外の者が実施状況等の把握をしていることを確認したため、改めること。
解 説	管理者及びサービス提供責任者の責務 サービス提供責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。 五 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
根 拠 等	■ 条例 第29条(訪問介護)
改善方法等	サービス提供責任者の責務として、「サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること」「訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること」「訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること」等があるが、これらはサービス提供責任者の役割分担について規定したものであるため、サービス提供責任者以外が行わないよう注意してください。

指導事項	[運営基準] サービス提供責任者が訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施していなかった。
指導内容	サービス提供責任者は、訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施することとされているが、実施していなかった。訪問介護員等の能力の向上に努め、研修等を実施すること。
解 説	管理者及びサービス提供責任者の責務 サービス提供責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。 七 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
根 拠 等	■条例 第29条(訪問介護)
改善方法等	サービス提供責任者の責務として、「サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること」「訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること」「訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること」等があるが、これらはサービス提供責任者の役割分担について規定したものであるため、サービス提供責任者以外が行わないよう注意してください。

指導事項	[運営基準] 機能訓練が行われていなかった。
指導内容	① 特定施設サービス計画では機能訓練を週2回実施するよう位置付けられているが、実際は3カ月毎にしか実施されていないことをサービス提供記録にて確認した。日常生活の自立を助けるため、特定施設サービス計画に基づき機能訓練を実施するよう改めること。 ② 機能訓練が実施されていないことを確認した。日常生活の自立を助けるため、特定施設サービス計画に基づき機能訓練を実施するよう改めること。
解 説	事業者は、利用者の家庭環境等を十分に踏まえて、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて機能訓練を行わなければなりません。
根 拠 等	■ 条例 第142条(短期入所生活介護)、第180条(短期入所療養介護)、第219条(特定施設入居者生活介護) ■ 予防条例 第114条(介護予防短期入所生活介護)、第152条(介護予防短期入所療養介護)、第190条(介護予防特定施設入居者生活介護)
改善方法等	個別介護計画に基づき、機能訓練指導員等による機能訓練を実施し、実施後はサービス提供記録に記録してください。

指導事項	[運営基準] 運営規程に定める項目が不足していた。
指導内容	運営規程に定める項目が不足していることを確認したため、改めること。
解 説	事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めておかなければならない。 本市においては基準省令に加え、「個人情報情報の取扱いに関する事項」及び「虐待の防止のための措置に関する事項」を定めることを求めています。 ※事業ごとに定めるべき内容は「4. 運営規定に定める事項」を参照。
根 拠 等	■ 条例 第30条(訪問介護)、第57条(訪問入浴介護)、第77条(訪問看護)、第87条(訪問リハビリテーション)、第96条(居宅療養管理指導)、第107条(通所介護)、第126条(通所リハビリテーション)、第147条(短期入所生活介護)、第184条(短期入所療養介護)、第214条(特定施設入居者生活介護)、第239条(福祉用具貸与)、第258条(特定福祉用具販売) ■ 予防条例 第26条(介護予防訪問入浴介護)、第53条(介護予防訪問看護)、第63条(介護予防訪問リハビリテーション)、第72条(介護予防居宅療養管理指導)、第83条(介護予防通所リハビリテーション)、第104条(介護予防短期入所生活介護)、第145条(介護予防短期入所療養介護)、第178条(介護予防特定施設入居者生活介護)、第208条(介護予防福祉用具貸与)、第228条(特定介護予防福祉用具販売)
改善方法等	運営規程は、事業の運営についての重要事項を定めたものです。事業所は運営規程に従って事業を運営してください。 また、記載すべき項目は、サービス種別ごとに異なりますので、基準を確認してください。 なお、運営規程を変更した場合は、変更後10日以内に市福祉監査課へ届出が必要となります。

指導事項	[運営基準] 勤務表が作成されていなかった。
指導内容	勤務表を作成していないことを確認した。事業所は、利用者に対して適切な指定介護サービスを提供できるよう、月ごとに勤務表を作成すること。
解 説	事業者は、利用者に対し適切サービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。
根 拠 等	■ 条例 第32条(訪問介護)、第63条(訪問入浴介護)、第79条(訪問介護)、第89条(訪問リハビリテーション)、第98条(居宅療養管理指導)、第108条(通所介護)、第129条(通所リハビリテーション)、第151条(短期入所生活介護)、第187条(短期入所療養介護)、第215条(特定施設入居者生活介護)、第245条(福祉用具貸与)、第258条(特定福祉用具販売) ■ 予防条例 第27条(介護予防訪問入浴介護)、第53条の2(介護予防訪問看護)、第65条(介護予防訪問リハビリテーション)、第74条(介護予防居宅療養管理指導)、第84条(介護予防通所リハビリテーション)、第109条(介護予防短期入所生活介護)、第148条(介護予防短期入所療養介護)、第179条(介護予防特定施設入居者生活介護)、第214条(介護予防福祉用具貸与)、第228条(特定介護予防福祉用具販売)
改善方法等	全ての事業所において、勤務表を作成する必要があります。 勤務表は原則として月毎に作成し、人員基準等を満たしているか確認するとともに、実績管理を行うことも重要です。会社役員が事業所の業務に従事している場合でも、勤務表の作成は必要です。 また、勤務表を作成するにあたっては、日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。 なお、勤務表の明記すべき項目はサービス種別ごとに異なりますので、基準を確認してください。

指導事項	[運営基準] 当該事業所と同一法人の別事業所の勤務表が一緒になっていた。
指導内容	当該事業所(通所介護)と同一法人の別事業所(認知症対応型通所介護)の勤務表が一緒になっており、どの従業者が当該事業所の従業者であるか不明瞭であるため、勤務表の作り方を改めること。
解 説	事業者は、利用者に対し適切サービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
根 拠 等	■ 条例 第32条(訪問介護)、第63条(訪問入浴介護)、第79条(訪問介護)、第89条(訪問リハビリテーション)、第98条(居宅療養管理指導)、第108条(通所介護)、第129条(通所リハビリテーション)、第151条(短期入所生活介護)、第187条(短期入所療養介護)、第215条(特定施設入居者生活介護)、第245条(福祉用具貸与)、第258条(特定福祉用具販売) ■ 予防条例 第27条(介護予防訪問入浴介護)、第53条の2(介護予防訪問看護)、第65条(介護予防訪問リハビリテーション)、第74条(介護予防居宅療養管理指導)、第84条(介護予防通所リハビリテーション)、第109条(介護予防短期入所生活介護)、第148条(介護予防短期入所療養介護)、第179条(介護予防特定施設入居者生活介護)、第214条(介護予防福祉用具貸与)、第228条(特定介護予防福祉用具販売)
改善方法等	全ての事業所において、勤務表を作成する必要があります。 勤務表は原則として月毎に作成し、人員基準等を満たしているか確認するとともに、実績の管理を行うことも重要です。 また、勤務表を作成するにあたっては、日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。 なお、勤務表の明記すべき項目はサービス種別ごとに異なりますので、基準を確認してください。

指導事項	[運営基準] 管理者が兼務過多で、かつ長時間勤務していた。
指導内容	管理者について、当該事業所のサービス提供責任者及び訪問介護員とともに、兼務できない同一敷地内のサービス付き高齢者向け住宅の介護員として夜勤等にも従事させ、月240時間以上の勤務状況であることを確認した。利用者に対し適切な介護サービスを継続して提供できるよう、月ごとの勤務表を作成し、管理者、従業者の日々の勤務時間、サービス提供責任者及び訪問介護員等の配置、管理者との兼務関係を明確にするなどにより、管理者の直接介護業務等を軽減し、管理者が管理業務等に専念できるよう適切な勤務時間となるように改めること。
解 説	事業者は、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にする必要があります。
根 拠 等	■ 条例 第32条(訪問介護)、第57条の2(訪問入浴介護)、第79条(訪問看護)、第89条(訪問リハビリテーション)、第98条(居宅療養管理指導)、第108条(通所介護)、第129条(通所リハビリテーション)、第151条(短期入所生活介護)、第187条(短期入所療養介護)、第215条(特定施設入居者生活介護)、第245条(福祉用具貸与)、第258条(特定福祉用具販売) ■ 予防条例 第27条(介護予防訪問入浴介護)、第53条の2(介護予防訪問看護)、第65条(介護予防訪問リハビリテーション)、第74条(介護予防居宅療養管理指導)、第84条(介護予防通所リハビリテーション)、第109条(介護予防短期入所生活介護)、第148条(介護予防短期入所療養介護)、第179条(介護予防特定施設入居者生活介護)、第214条(介護予防福祉用具貸与)、第228条(特定介護予防福祉用具販売)
改善方法等	全国の事例から、長時間労働によるストレスにより虐待に至るケースも見られます。管理者に限らず、従業者の勤務内容や労働時間については、勤務予定表を作成するなど適切に管理し、働きやすい労働環境の整備に努めてください。

指導事項	[運営基準] 職員の勤務時間が明確になっていなかった。
指導内容	兼務している職員の日々の勤務時間が明確になっていないことを確認した。兼務している職員については、勤務表上でそれぞれの職務の勤務時間を明確にして作成すること。
解 説	事業者は、利用者に対し適切にサービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。
根 拠 等	■ 条例 第32条(訪問介護)、第63条(訪問入浴介護)、第79条(訪問看護)、第89条(訪問リハビリテーション)、第98条(居宅療養管理指導)、第108条(通所介護)、第129条(通所リハビリテーション)、第151条(短期入所生活介護)、第187条(短期入所療養介護)、第215条(特定施設入居者生活介護)、第245条(福祉用具貸与)、第258条(特定福祉用具販売) ■ 予防条例 第27条(介護予防訪問入浴介護)、第53条の2(介護予防訪問看護)、第65条(介護予防訪問リハビリテーション)、第74条(介護予防居宅療養管理指導)、第84条(介護予防通所リハビリテーション)、第109条(介護予防短期入所生活介護)、第148条(介護予防短期入所療養介護)、第179条(介護予防特定施設入居者生活介護)、第214条(介護予防福祉用具貸与)、第228条(特定介護予防福祉用具販売)
改善方法等	兼務している職員が、それぞれの職務で勤務することは原則できません。職種によっては、サービス提供時間に必要としている人員配置がありますので、勤務表上でそれぞれの職種で勤務時間が分かるように、2段に分けて記載するなど工夫して作成してください。

指導事項	[運営基準] 職員配置の分かる資料がなかった。
指導内容	① 管理者について、辞令等で管理者として従事することを確認できなかったため、改めること。 ② 職員の配置について、従事する職務が明確になっていない、複数の職務を兼務する職員については兼務の内容が明確になっていないことを確認した。従事する職務の内容を明確にするため、従事する職務の内容を適正に記載した書類を作成すること。
解 説	事業者は、利用者に対し適切にサービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
根 拠 等	■ 条例 第32条(訪問介護)、第63条(訪問入浴介護)、第79条(訪問介護)、第89条(訪問リハビリテーション)、第98条(居宅療養管理指導)、第108条(通所介護)、第129条(通所リハビリテーション)、第151条(短期入所生活介護)、第187条(短期入所療養介護)、第215条(特定施設入居者生活介護)、第245条(福祉用具貸与)、第258条(特定福祉用具販売) ■ 予防条例 第27条(介護予防訪問入浴介護)、第53条の2(介護予防訪問看護)、第65条(介護予防訪問リハビリテーション)、第74条(介護予防居宅療養管理指導)、第84条(介護予防通所リハビリテーション)、第109条(介護予防短期入所生活介護)、第148条(介護予防短期入所療養介護)、第179条(介護予防特定施設入居者生活介護)、第214条(介護予防福祉用具貸与)、第228条(特定介護予防福祉用具販売)
改善方法等	常勤・非常勤職員にかかわらず、全ての職員に対して雇用契約書又は辞令など職員の従事する職種の分かる書類を作成し、交付してください。 また、介護職員処遇改善加算の算定対象の職員については、必ず介護職員として交付し、支給対象者であることを明確にしてください。

指導事項	[運営基準] 資格証の控えが保管されていなかった。
指導内容	資格を証明する書類が保管されていなかったため、改めること。
解 説	事業者は、利用者に対し適切にサービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。
根 拠 等	■ 条例 第32条(訪問介護)、第63条(訪問入浴介護)、第79条(訪問介護)、第89条(訪問リハビリテーション)、第98条(居宅療養管理指導)、第108条(通所介護)、第129条(通所リハビリテーション)、第151条(短期入所生活介護)、第187条(短期入所療養介護)、第215条(特定施設入居者生活介護)、第245条(福祉用具貸与)、第258条(特定福祉用具販売) ■ 予防条例 第27条(介護予防訪問入浴介護)、第53条の2(介護予防訪問看護)、第65条(介護予防訪問リハビリテーション)、第74条(介護予防居宅療養管理指導)、第84条(介護予防通所リハビリテーション)、第109条(介護予防短期入所生活介護)、第148条(介護予防短期入所療養介護)、第179条(介護予防特定施設入居者生活介護)、第214条(介護予防福祉用具貸与)、第228条(特定介護予防福祉用具販売)
改善方法等	人員配置の条件や算定する加算等で職種を把握するには、資格証の確認も必要となります。事業所には、資格証の原本のコピーで結構ですので、控えを保管するように努めてください。

指導事項	[運営基準] 職員の研修を実施していなかった。
指導内容	職員が少ないことにより、研修を設ける時間を確保できないため、研修を実施していないとのことであったが、研修は職員の資質向上のためにも実施を検討すること。
解 説	事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
根 拠 等	■ 条例 第32条(訪問介護)、第63条(訪問入浴介護)、第79条(訪問介護)、第89条(訪問リハビリテーション)、第98条(居宅療養管理指導)、第108条(通所介護)、第129条(通所リハビリテーション)、第151条(短期入所生活介護)、第187条(短期入所療養介護)、第215条(特定施設入居者生活介護)、第245条(福祉用具貸与)、第258条(特定福祉用具販売) ■ 予防条例 第27条(介護予防訪問入浴介護)、第53条の2(介護予防訪問看護)、第65条(介護予防訪問リハビリテーション)、第74条(介護予防居宅療養管理指導)、第84条(介護予防通所リハビリテーション)、第109条(介護予防短期入所生活介護)、第148条(介護予防短期入所療養介護)、第179条(介護予防特定施設入居者生活介護)、第214条(介護予防福祉用具貸与)、第228条(特定介護予防福祉用具販売)
改善方法等	職員研修は、従業者の資質向上を図るための研修計画を作成した上で実施してください。 また、届け出た各種加算の算定要件においては、研修計画の作成が必要となるものがありますので確認してください。従業者ごとの研修計画が必要な場合は、研修計画の作成に当たり、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定める必要があります。 さらに、届出以降においても、各種加算の算定要件を満たしているか常に確認してください。

指導事項	[運営基準] 派遣職員等の業務管理及び指揮命令を管理者が行っていなかった。
指導内容	派遣契約により従業員を確保しているが、指揮命令権者が同一法人運営の他の特定施設の管理者名となっているなど、当該特定施設の管理者が派遣職員の業務の管理及び指揮命令を行っていることが確認できなかったので、当該特定施設の管理者が派遣職員等の業務の管理及び指揮命令を確実に行うよう改めること。
解 説	指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を他の事業者に行わせる指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保しなければなりません。
根 拠 等	■ 条例 第215条(特定施設入居者生活介護) ■ 予防条例 第179条(介護予防特定施設入居者生活介護)
改善方法等	指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を他の事業者に行わせる場合、当該委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めてください。なお、委託した業務の全部又は一部を再委託させないようにしてください。 ① 当該委託の範囲 ② 当該委託に係る業務（以下「委託業務」という。）の実施に当たり遵守すべき条件 ③ 受託者の従業者により当該委託業務が居宅基準第12章第4節の運営基準に従って適切に行われていることを委託者が定期的に確認する旨 ④ 委託者が当該委託業務に関し受託者に対し指示を行い得る旨 ⑤ 委託者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう前号の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを委託者が確認する旨 ⑥ 受託者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在 ⑦ その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項

指導事項	[運営基準] 事業所の見やすい場所に運営規程等の掲示がされていなかった。
指導内容	事業所内の見やすい場所に運営規程等を掲示しなければならないが、見やすい場所に掲示していないことを確認したため、改めること。
解 説	事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
根 拠 等	■ 条例 第34条(訪問介護)、第63条(訪問入浴介護)、第79条(訪問介護)、第89条(訪問リハビリテーション)、第98条(居宅療養管理指導)、第114条(通所介護)、第129条(通所リハビリテーション)、第151条(短期入所生活介護)、第187条(短期入所療養介護)、第219条(特定施設入居者生活介護)、第243条(福祉用具貸与)、第258条(特定福祉用具販売) ■ 予防条例 第29条(介護予防訪問入浴介護)、第55条(介護予防訪問看護)、第65条(介護予防訪問リハビリテーション)、第74条(介護予防居宅療養管理指導)、第89条(介護予防通所リハビリテーション)、第109条(介護予防短期入所生活介護)、第148条(介護予防短期入所療養介護)、第183条(介護予防特定施設入居者生活介護)、第212条(介護予防福祉用具貸与)、第228条(特定介護予防福祉用具販売)
改善方法等	事業所の見やすい場所とは、いつでも誰でも気軽に確認できる場所だと考えられ、玄関等に掲示することが適切と考えられます。 なお、事業所の見やすい場所に十分な掲示スペースの確保が難しい場合には、運営規程の概要等をファイリングして見やすい場所に設置するなど工夫してください。

指導事項	[運営基準] 掲示内容が実態と異なっていた。また、内容が不足していた。
指導内容	最新の重要事項説明書の内容が掲示されていない、職員の勤務体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の掲示がされていないことを確認したため、改めること。
解 説	事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
根 拠 等	■ 条例 第34条(訪問介護)、第63条(訪問入浴介護)、第79条(訪問介護)、第89条(訪問リハビリテーション)、第98条(居宅療養管理指導)、第114条(通所介護)、第129条(通所リハビリテーション)、第151条(短期入所生活介護)、第187条(短期入所療養介護)、第219条(特定施設入居者生活介護)、第243条(福祉用具貸与)、第258条(特定福祉用具販売) ■ 予防条例 第29条(介護予防訪問入浴介護)、第55条(介護予防訪問看護)、第65条(介護予防訪問リハビリテーション)、第74条(介護予防居宅療養管理指導)、第89条(介護予防通所リハビリテーション)、第109条(介護予防短期入所生活介護)、第148条(介護予防短期入所療養介護)、第183条(介護予防特定施設入居者生活介護)、第212条(介護予防福祉用具貸与)、第228条(特定介護予防福祉用具販売)
改善方法等	最新の重要事項説明書が掲示されているか確認してください。また、別紙で利用料金表を作成している場合には、利用料金表も掲示してください。

指導事項	[運営基準] 従業員が利用者の秘密を保持することを文書で誓約していなかった。
指導内容	従業員が利用者の秘密を保持することを文書で誓約していなかったため、文書で誓約するよう改めること。
解 説	事業者は、従業者が業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するよう義務づけられています。また、過去に従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることも義務づけられています。
根 拠 等	■ 条例 第35条(訪問介護)、第59条(訪問入浴介護)、第79条(訪問看護)、第89条(訪問リハビリテーション)、第98条(居宅療養管理指導)、第114条(通所介護)、第129条(通所リハビリテーション)、第151条(短期入所生活介護)、第187(短期入所療養介護)、第219条(特定施設入居者生活介護)、第245条(福祉用具貸与)、第258条(特定福祉用具販売) ■ 予防条例 第30条(介護予防訪問入浴介護)、第55条(介護予防訪問看護)、第65条(介護予防訪問リハビリテーション)、第74条(介護予防居宅療養管理指導)、第89条(介護予防通所リハビリテーション)、第109条(介護予防短期入所生活介護)、第148条(介護予防短期入所療養介護)、第183条(介護予防特定施設入居者生活介護)、第214条(介護予防福祉用具貸与)、第228条(特定介護予防福祉用具販売)
改善方法等	事業者は、従業者が従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に文書で取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講じてください。

指導事項	[運営基準] 利用者から個人情報利用の同意を得ていなかった。
指導内容	個人情報の利用にあたり、同意書を得ていない利用者がいたため改めること。
解説	サービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、予め文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があります。
根拠等	■ 条例 第35条(訪問介護)、第59条(訪問入浴介護)、第79条(訪問看護)、第89条(訪問リハビリテーション)、第98条(居宅療養管理指導)、第114条(通所介護)、第129条(通所リハビリテーション)、第151条(短期入所生活介護)、第187(短期入所療養介護)、第219条(特定施設入居者生活介護)、第245条(福祉用具貸与)、第258条(特定福祉用具販売) ■ 予防条例 第30条(介護予防訪問入浴介護)、第55条(介護予防訪問看護)、第65条(介護予防訪問リハビリテーション)、第74条(介護予防居宅療養管理指導)、第89条(介護予防通所リハビリテーション)、第109条(介護予防短期入所生活介護)、第148条(介護予防短期入所療養介護)、第183条(介護予防特定施設入居者生活介護)、第214条(介護予防福祉用具貸与)、第228条(特定介護予防福祉用具販売)
改善方法等	重要事項説明書等で利用者又はその家族へ個人情報の利用について説明したうえで、契約時に文書で同意を得てください。

指導事項	[運営基準] 個人情報の書類が鍵のかからない場所に保管されていた。
指導内容	個人情報の書類について、鍵のかからない部屋及び棚に保管されていた。誰でも出入り可能な部屋であるため、個人情報の書類は施錠のできる場所に保管すること。
解 説	事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
根 拠 等	■ 条例 第35条(訪問介護)、第59条(訪問入浴介護)、第79条(訪問看護)、第89条(訪問リハビリテーション)、第98条(居宅療養管理指導)、第114条(通所介護)、第129条(通所リハビリテーション)、第151条(短期入所生活介護)、第187(短期入所療養介護)、第219条(特定施設入居者生活介護)、第245条(福祉用具貸与)、第258条(特定福祉用具販売) ■ 予防条例 第30条(介護予防訪問入浴介護)、第55条(介護予防訪問看護)、第65条(介護予防訪問リハビリテーション)、第74条(介護予防居宅療養管理指導)、第89条(介護予防通所リハビリテーション)、第109条(介護予防短期入所生活介護)、第148条(介護予防短期入所療養介護)、第183条(介護予防特定施設入居者生活介護)、第214条(介護予防福祉用具貸与)、第228条(特定介護予防福祉用具販売)
改善方法等	利用者の個人ファイル等は、職員以外の第三者が気軽に見ることができないように、施錠のできる場所へ保管してください。

指導事項	[運営基準] 医師の指示書がなかった。
指導内容	訪問看護指示書がないにもかかわらず、サービス提供し、介護報酬請求をしていたことを確認した。 訪問看護指示がない期間については自己点検の上、過誤調整すること。
解 説	訪問看護の提供は、主治の医師による指示を文書で受けなければならないとされており、 訪問看護費の請求は、主治の医師の判断に基づいて交付された指示書の有効期間内に訪問看護を行った場合に算定できます。
根 拠 等	■条例 第73条(訪問看護)
改善方法等	サービス提供にあたっては、主治医より指示書の交付を受けた事を必ず確認してください。

指導事項	[運営基準] 訪問看護計画書について医師の指示書と対になっていなかった。
指導内容	訪問看護計画書について、3ヶ月に一度または指示があった時に作成していたことを確認した。 訪問看護計画書は主治の医師の指示書と対になるように作成し、訪問看護計画書を主治の医師に提出すること。
解 説	訪問看護の提供は、主治の医師による訪問看護指示書に基づき適切な指定訪問看護を行わなければならないとされており、訪問看護計画書は原則的に主治の医師から訪問看護指示書が発行されたタイミングで対になるように作成をしていただきたい。
根 拠 等	■条例 第74条(訪問看護)
改善方法等	サービス提供にあたっては、主治医より指示書の交付を受けた事を必ず確認してください。

指導事項	[運営基準] 利用定員を超えてサービスを提供していた。
指導内容	利用定員を超えてサービスを提供している日があることを確認した。災害その他やむをえない事情がある場合を除き、利用定員を超えてサービスの提供をしてはならないため改めること。
解 説	災害その他やむをえない事情がある場合を除き、利用定員を超えてサービスの提供をしてはならない。
根 拠 等	■ 条例 第109条(通所介護)、第129条(通所リハビリテーション)、第148条(短期入所生活介護)、第163条(ユニット型短期入所生活介護)、第185条(短期入所療養介護)、第198条(ユニット型短期入所療養介護) ■ 予防条例 第85条(介護予防通所リハビリテーション)、第105条(介護予防短期入所生活介護)、第125条(ユニット型介護予防短期入所生活介護)、第146条(介護予防短期入所療養介護)、第162条(ユニット型介護予防短期入所療養介護)
改善方法等	災害その他やむをえない事情がある場合を除き、サービス提供時は利用定員を遵守してください。

指導事項	[運営基準] ①非常災害に際して必要な具体的計画がない。 ②消防計画に定めた内容の防災訓練を実施していなかった。
指導内容	防災訓練を実施していることは確認できたが、消防計画に定めている地震及び風水害を想定した訓練の実施が確認できなかった。 また、火災のみだけではなく、風水害や土砂災害、地震等地域の実情にも鑑みた災害にも対処できるように災害の態様に応じた防災訓練も実施すること。
解 説	事業者は、事業所の置かれた状況により、火災、風水害、地震その他の災害の態様に応じ、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
根 拠 等	■ 条例 第110条(通所介護)、第129条(通所リハビリテーション)、第151条(短期入所生活介護)、第187条(短期入所療養介護)、第219条(特定施設入居者生活介護) ■ 予防条例 第86条(介護予防通所リハビリテーション)、第109条(介護予防短期入所生活介護)、第148条(介護予防短期入所療養介護)、第183条(介護予防特定施設入居者生活介護)
改善方法等	非常災害対策については、計画の策定、関係機関への連絡体制の整備、従業員への教育に加え、定期的な避難等の訓練の実施が義務づけられています。 具体的計画の策定、連絡体制の整備、それらの従業員への周知、避難訓練等の実施を通して、万が一、災害が起こった場合に適切な対応がとれるよう努めてください。 また、避難訓練を実施していても、「毎年火災想定訓練のみとしている」など、訓練が偏っている事例も確認されます。想定される災害に応じた訓練も実施し、災害に備えてください。

指導事項	[運営基準] 保険外サービスを定めている書類がなかった。
指導内容	院内付き添いなど保険外サービスを実施していることを確認したが、保険外サービスの運営規程等の定めがないため、改めること。 また、契約の締結にあたり、利用者に対し、保険外サービスの内容等を記した文書を交付して説明し、同意を得ること。
解 説	保険外サービスの事業の目的、運営方針、利用料等を、事業所の運営規程とは別に定めること。 介護保険サービスの利用料とは別に費用請求すること。また、介護保険サービスの事業の会計と保険外サービスの会計を区分すること。
根 拠 等	■ 解釈通知 第3の 一3(10)(訪問介護)、二3(1)(訪問入浴介護)、三3(2)(訪問看護)、四3(1)(訪問リハビリテーション)、五3(1)(居宅療養管理指導)、六3(1)(通所介護)、七3(6)(通所リハビリテーション)、八3(3)(短期入所生活介護)、九2(1)(短期入所療養介護)、十3(4)(特定施設入居者生活介護)、十一3(1)(福祉用具貸与)、第4一(介護予防) ■ 介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて (推発0958第1号 老高発0928第1号 老振発0928第1号 老老発0928第1号 平成30年9月28日)
改善方法等	保険外サービスを提供する際は、当該事業の目的、運営方針、利用料等について介護保険サービスの運営規程とは別に定める必要があります。 また、当該サービスが介護保険給付の対象とはならないサービスであることを説明し、同意を得るとともに、会計は介護保険サービスと区分して作成してください。

指導事項	[運営基準] 領収証の内訳が記載されていなかった。
指導内容	利用者に対して交付している領収証について、日常生活費等の費用の額と介護保険の給付に係る利用料の額が区分されていなかったため、改めること。
解 説	介護保険施設等が利用者に対して交付する領収証には、介護保険法施行規則に基づき、日常生活等の費用の額を、介護保険の給付に係る利用料の額と区分した上で、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載すること。
根 拠 等	■ 介護保険施設等における日常生活費等の受領について (老振第75号 老健第122号 平成12年11月16日)
改善方法等	領収証は日常生活費等の費用の額と介護保険の給付に係る利用料の額を区分して作成してください。 なお、同一様式で作成する場合は、日常生活費等の費用の額と介護保険の給付に係る利用料の額をそれぞれ個別の費用ごとには区分した上で、小計を記載するなどして費用の額を分かりやすくするなど、工夫して作成するよう努めてください。

指導事項	[運営基準] 職場におけるハラスメント防止の体制整備が検討されていない。
指導内容	令和4年4月1日より、職場におけるハラスメントの防止のための措置が義務化されたため、指針、周知・啓発、相談等の体制整備について検討すること。
解 説	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じることが、令和4年4月1日より義務づけられました。事業主が講ずべき措置の内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、下記「改善方法等」のとおりです。 なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。
根 拠 等	■ 条例 第32条(訪問介護)、第57条の2(訪問入浴介護)、第79条(訪問看護)、第89条(訪問リハビリテーション)、第98条(居宅療養管理指導)、第108条(通所介護)、第129条(通所リハビリテーション)、第151条(短期入所生活介護)、第187条(短期入所療養介護)、第215条(特定施設入居者生活介護)、第245条(福祉用具貸与)、第258条(特定福祉用具販売) ■ 予防条例 第27条(介護予防訪問入浴介護)、第53条の2(介護予防訪問看護)、第65条(介護予防訪問リハビリテーション)、第74条(介護予防居宅療養管理指導)、第84条(介護予防通所リハビリテーション)、第109条(介護予防短期入所生活介護)、第148条(介護予防短期入所療養介護)、第179条(介護予防特定施設入居者生活介護)、第214条(介護予防福祉用具貸与)、第228条(特定介護予防福祉用具販売)
改善方法等	イ 事業主が講ずべき措置の具体的内容 - a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 - b 相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 □ 事業主が講じることが望ましい取組 ① 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 ② 被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等) ③ 被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組) なお、厚生労働省ホームページ(※)にマニュアルや手引きが掲載されていますので、参考としてください (※)https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

指導事項	[運営基準] 業務継続計画が策定されていない。
指導内	業務継続計画の策定等が義務化されたため、業務継続計画の策定及び必要な研修・訓練を実施すること。
解説	感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、従業者に対して必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施することが令和6年4月1日より義務化されました。
根拠等	■ 条例 第32条の2(訪問介護)、第59条(訪問入浴介護)、第79条(訪問看護)、第89条(訪問リハビリテーション)、第98条(居宅療養管理指導)、第114条(通所介護)、第129条(通所リハビリテーション)、第151条(短期入所生活介護)、第187条(短期入所療養介護)、第219条(特定施設入居者生活介護)、第245条(福祉用具貸与)、第258条(特定福祉用具販売) ■ 予防条例 第27条の2(介護予防訪問入浴介護)、第55条(介護予防訪問看護)、第65条(介護予防訪問リハビリテーション)、第74条(介護予防居宅療養管理指導)、第89条(介護予防通所リハビリテーション)、第109条(介護予防短期入所生活介護)、第148条(介護予防短期入所療養介護)、第183条(介護予防特定施設入居者生活介護)、第214条(介護予防福祉用具貸与)、第228条(特定介護予防福祉用具販売)
改善方法等	■ 具体的には、以下の点についてご検討ください。 ① 感染症に係る業務継続計画 a. 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等) b. 初動対応 c. 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等) ② 災害に係る業務継続計画 a. 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) b. 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等) c. 他施設及び地域との連携 ③ 年1回以上の研修 ④ 年1回以上の訓練(シミュレーション) ■ 体制整備にあたっては、厚生労働省が公開している「介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修」を参考としてください。(ガイドライン・ひな形も掲載されています。) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

令和6年4月1日より義務化

指導事項	[運営基準] 感染症が発生し又はまん延しないように講ずべき措置について、検討されていない。 令和6年4月1日より義務化
指導内容	令和6年4月1日より感染症の予防及びまん延の防止のための措置が義務化されるため、委員会の設置、指針の整備、研修・訓練の実施について検討すること。
解 説	感染症が発生し又はまん延しないように講ずべき措置については、令和6年4月1日に義務化されます。体制整備について、検討が必要です。
根 拠 等	■ 条例 第33条(訪問介護)、第59条(訪問入浴介護)、第79条(訪問看護)、第89条(訪問リハビリテーション)、第98条(居宅療養管理指導)、第111条(通所介護)、第127条(通所リハビリテーション)、第151条(短期入所生活介護)、第187条(短期入所療養介護)、第219条(特定施設入居者生活介護)、第242条(福祉用具貸与)、第258条(特定福祉用具販売) ■ 予防条例 第28条(介護予防訪問入浴介護)、第55条(介護予防訪問看護)、第65条(介護予防訪問リハビリテーション)、第74条(介護予防居宅療養管理指導)、第87条(介護予防通所リハビリテーション)、第106条(介護予防短期入所生活介護)、第148条(介護予防短期入所療養介護)、第183条(介護予防特定施設入居者生活介護)、第211条(介護予防福祉用具貸与)、第228条(特定介護予防福祉用具販売)
改善方法等	■ 具体的には、下記の点について検討してください。 - イ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(概ね6月に1回以上開催) - ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 - ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練(年1回以上) ■ 体制整備にあたっては、厚生労働省が公開している「介護現場における感染対策の手引き」を参考としてください。 https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf

指導事項	[運営基準] パンフレットやホームページの記載内容に誤りがあった。
指導内容	① パンフレットの記載内容について、運営規程と異なるため、改めること。 ② ホームページ上の通常の事業の実施地域及び営業時間の記載が運営規程と異なるため、整合性を図ること。
解 説	広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。
根 拠 等	■ 条例 第36条(訪問介護)、第59条(訪問入浴介護)、第79条(訪問看護)、第89条(訪問リハビリテーション)、第114条(通所介護)、第151条(短期入所生活介護)、第219条(特定施設入居者生活介護)、第245条(福祉用具貸与)、第258条(特定福祉用具販売) ■ 予防条例 第31条(介護予防訪問入浴介護)、第55条(介護予防訪問看護)、第65条(介護予防訪問リハビリテーション)、第109条(介護予防短期入所生活介護)、第183条(介護予防特定施設入居者生活介護)、第214条(介護予防福祉用具貸与)、第228条(特定介護予防福祉用具販売)
改善方法等	運営規程や重要事項説明書の変更、介護報酬の改定があった場合は、パンフレットの記載内容について確認のうえ、必要に応じ修正してください。 また、ホームページの掲載内容についても、確認のうえ、必要に応じ修正してください。

指導事項	[運営基準] 重要事項説明書に苦情処理にかかる市町村窓口および国保連窓口の記載がない。
指導内容	① 重要事項説明書に、苦情処理にかかる市町村窓口および国保連窓口の記載がない。 ② 苦情処理にかかる市町村窓口及び国保連窓口の記載に誤りがある。
解 説	介護保険法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、保険者である市町村がサービスに関する苦情に対応する必要があることから、介護サービス事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上明確化しています。
根 拠 等	■ 条例 第38条(訪問介護)、第59条(訪問入浴介護)、第79条(訪問看護)、第89条(訪問リハビリテーション)、第98条(居宅療養管理指導)、第114条(通所介護)、第129条(通所リハビリテーション)、第151条(短期入所生活介護)、第187条(短期入所療養介護)、第219条(特定施設入居者生活介護)、第245条(福祉用具貸与)、第258条(特定福祉用具販売) ■ 予防条例 第33条(介護予防訪問入浴介護)、第55条(介護予防訪問看護)、第65条(介護予防訪問リハビリテーション)、第74条(介護予防居宅療養管理指導)、第89条(介護予防通所リハビリテーション)、第109条(介護予防短期入所生活介護)、第148条(介護予防短期入所療養介護)、第183条(介護予防特定施設入居者生活介護)、第214条(介護予防福祉用具貸与)、第228条(特定介護予防福祉用具販売)
改善方法等	福島市及び福島県国民健康保険連合会の苦情窓口は下記のとおりです。重要事項説明書の記載に誤りがないか確認してください。 [福島市] 介護保険課 (電話 024-525-6587) [福島県国民健康保険連合会] 介護福祉課 苦情相談窓口 (電話 024-528-0040) https://www.fukushima-kokuho.jp/ippan/ka-kuiyo.html

指導事項	[運営基準] 苦情処理のマニュアルや記録の様式が確認できなかった。
指導内容	① 苦情対応マニュアルが未作成のため、至急作成すること。 ② 苦情受付時の帳簿が整備されていないため、改めること。
解 説	利用者及びその家族からの苦情に対し、事業者が組織として迅速かつ適切に対応しなければなりません。
根 拠 等	■ 条例 第38条(訪問介護)、第59条(訪問入浴介護)、第79条(訪問看護)、第89条(訪問リハビリテーション)、第98条(居宅療養管理指導)、第114条(通所介護)、第129条(通所リハビリテーション)、第151条(短期入所生活介護)、第187条(短期入所療養介護)、第219条(特定施設入居者生活介護)、第245条(福祉用具貸与)、第258条(特定福祉用具販売) ■ 予防条例 第33条(介護予防訪問入浴介護)、第55条(介護予防訪問看護)、第65条(介護予防訪問リハビリテーション)、第74条(介護予防居宅療養管理指導)、第89条(介護予防通所リハビリテーション)、第109条(介護予防短期入所生活介護)、第148条(介護予防短期入所療養介護)、第183条(介護予防特定施設入居者生活介護)、第214条(介護予防福祉用具貸与)、第228条(特定介護予防福祉用具販売)
改善方法等	苦情があった場合、利用者又はその家族等から事情を聞き、苦情に係る問題点を把握の上、対応策を検討し必要に応じて利用者に説明しなければならないとされており、苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、苦情の体制等を利用者に説明するものとされています。 過去に苦情の事案がない場合であっても、苦情マニュアルや記録の様式を定め、居宅介護支援事業者としての体制を整えることで、苦情に対して迅速かつ適切に対応し、苦情を踏まえたサービスの質の向上を図ってください。

指導事項	[運営基準] 事故発生時の記録簿が備え付けられていなかった。
指導内容	事故発生時の記録簿が備え付けられていなかったため、改めること。
解 説	事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
根 拠 等	■ 条例第40条(訪問介護)、第59条(訪問入浴介護)、第79条(訪問看護)、第89条(訪問リハビリテーション)、第98条(居宅療養管理指導)、第112条(通所介護)、第129条(通所リハビリテーション)、第151条(短期入所生活介護)、第187条(短期入所療養介護)、第219条(特定施設入居者生活介護)、第245条(福祉用具貸与)、第258条(特定福祉用具販売) ■ 予防条例 第35条(介護予防訪問入浴介護)、第55条(介護予防訪問看護)、第65条(介護予防訪問リハビリテーション)、第74条(介護予防居宅療養管理指導)、第89条(介護予防通所リハビリテーション)、第109条(介護予防短期入所生活介護)、第148条(介護予防短期入所療養介護)、第183条(介護予防特定施設入居者生活介護)、第214条(介護予防福祉用具貸与)、第228条(特定介護予防福祉用具販売)
改善方法等	介護サービスにおいて、介護事故等が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、再発防止のため、その原因を分析し改善策に従業者に周知徹底する必要があります。よって、事故発生時の記録簿を必ず備え付けてください。

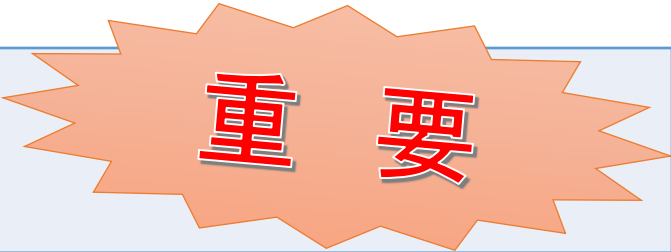
指導事項	[運営基準] ①事故発生時の記録がされていなかった。 ②事故発生時の報告書に、再発防止策を記載する欄がない。
指導内容	① 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録が確認できなかったため、改めること。 ② 事故発生時の報告書に、再発防止策を記載する欄がない事を確認した。報告書の様式に再発防止策を記載する欄を設けるとともに、従業者全員が再発防止策を確認できるよう改めること。
解 説	① 事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 ② 事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じること。
根 拠 等	■ 条例第40条(訪問介護)、第59条(訪問入浴介護)、第79条(訪問看護)、第89条(訪問リハビリテーション)、第98条(居宅療養管理指導)、第112条(通所介護)、第129条(通所リハビリテーション)、第151条(短期入所生活介護)、第187条(短期入所療養介護)、第219条(特定施設入居者生活介護)、第245条(福祉用具貸与)、第258条(特定福祉用具販売) ■ 予防条例 第35条(介護予防訪問入浴介護)、第55条(介護予防訪問看護)、第65条(介護予防訪問リハビリテーション)、第74条(介護予防居宅療養管理指導)、第89条(介護予防通所リハビリテーション)、第109条(介護予防短期入所生活介護)、第148条(介護予防短期入所療養介護)、第183条(介護予防特定施設入居者生活介護)、第214条(介護予防福祉用具貸与)、第228条(特定介護予防福祉用具販売)
改善方法等	介護サービスにおいて、介護事故等が発生した場合には、再発防止のため、その原因を分析し改善策に従業者に周知徹底する必要がありますので、必ず記録してください。 事故対策委員会等において、報告された介護事故等の集計・分析等を行い、再発防止策について研修会や職員会議等で周知徹底を図ってください。 また、事故発生防止策を講じた後は、その効果について評価を行い、同様の事故の再発防止に努めてください。

指導事項	[運営基準] 医療機関を受診した利用者の事故について、市に報告していなかった。
指導内容	転倒により医療機関を受診した利用者の事故について、市に報告していないことを確認した。事故等により医療機関を受診した場合には、市介護保険課に報告が必要とされているため、速やかに対応すること。
解 説	事業者は、利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
根 拠 等	■ 条例第40条(訪問介護)、第59条(訪問入浴介護)、第79条(訪問看護)、第89条(訪問リハビリテーション)、第98条(居宅療養管理指導)、第112条(通所介護)、第129条(通所リハビリテーション)、第151条(短期入所生活介護)、第187条(短期入所療養介護)、第219条(特定施設入居者生活介護)、第245条(福祉用具貸与)、第258条(特定福祉用具販売) ■ 予防条例 第35条(介護予防訪問入浴介護)、第55条(介護予防訪問看護)、第65条(介護予防訪問リハビリテーション)、第74条(介護予防居宅療養管理指導)、第89条(介護予防通所リハビリテーション)、第109条(介護予防短期入所生活介護)、第148条(介護予防短期入所療養介護)、第183条(介護予防特定施設入居者生活介護)、第214条(介護予防福祉用具貸与)、第228条(特定介護予防福祉用具販売)
改善方法等	市介護保険課への事故報告の範囲等については、「福島市介護保険事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業者における事故報告事務取扱要領」を参考にしてください。また、令和3年3月19日老老発0319第1号「介護保険施設等における事故の報告様式について」において、「第1報は、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出し、その後、状況の変化等必要に応じて追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等については作成次第報告すること。」と通知されましたので、参考としてください。

重 要

勧告事項	[運営基準] 従業者による利用者への虐待行為が確認された。
勧告内容	過去にも虐待行為に対する改善勧告を行っており、二度と虐待行為が起きないように原因を究明し、虐待防止の徹底と再発防止策を明示すること。さらに、法人・事業所としての内部統制を確立したうえで、適正な事業運営となるよう併せて改善を図ること。
解 説	事業者は、従事者等の研修を実施し、利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備、従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講じること。 また、事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
根 拠 等	■ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 第20条 (養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置) ■ 条例 第3条(指定居宅サービスの事業の一般原則)
改善方法等	パート職員を含めた職員全員について、虐待防止のための指針や虐待対応マニュアルについての研修を実施するとともに、事業所内で虐待が発生した原因の究明と再発防止策についての具体的検討が必要です。 また、職員の外部研修への参加や、風通しのよい職場づくりの検討や具体的対策を実施してください。

指導事項	[運営基準] 虐待防止のための体制整備が検討されていない。 令和6年4月1日より義務化
指導内容	令和6年4月1日より、虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置、虐待の防止のための指針の整備、虐待の防止のための従業者に対する研修、虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の配置が義務化されたため、必要な体制の整備を行うこと。
解説	令和6年4月1日より、① 虐待防止検討委員会の設置、② 虐待の防止のための指針、③ 従業者への定期的な研修、④ ①～③を適切に実施するための専任の担当者配置が義務化されたことから、体制整備が必要です。4要件すべてを満たしていない場合は、減算の対象となります。
根拠等	■ 条例第40条の2(訪問介護)、第59条(訪問入浴介護)、第79条(訪問看護)、第89条(訪問リハビリテーション)、第98条(居宅療養管理指導)、第114条(通所介護)、第129条(通所リハビリテーション)、第151条(短期入所生活介護)、第187条(短期入所療養介護)、第219条(特定施設入居者生活介護)、第245条(福祉用具貸与)、第258条(特定福祉用具販売) ■ 予防条例 第35条の2(介護予防訪問入浴介護)、第55条(介護予防訪問看護)、第65条(介護予防訪問リハビリテーション)、第74条(介護予防居宅療養管理指導)、第89条(介護予防通所リハビリテーション)、第109条(介護予防短期入所生活介護)、第148条(介護予防短期入所療養介護)、第183条(介護予防特定施設入居者生活介護)、第214条(介護予防福祉用具貸与)、第228条(特定介護予防福祉用具販売)
改善方法等	事業所毎に上記①～④の体制を整備する必要がありますが、虐待防止検討委員会、研修については法人内の複数事業所による合同開催や感染症対策委員会等他委員会と合同で開催して差し支えありません。



重要

指導事項	[運営基準] 身体的拘束等適正化委員会において身体的拘束等の事例検討が行われていなかった。
指導内容	身体的拘束等の適正化について、身体的拘束等適正化委員会において身体的拘束等の事例検討が行われていなかった。身体的拘束等適正化委員会を設置し事例等を検討するとともに、身体拘束等の適正化を推進する体制づくりを行うこと。
解説	事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、身体的拘束等適正化委員会を3月に1回以上開催するとともに、事例検討の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図らなければなりません。
根拠等	■ 条例 第138条(短期入所生活介護)、第177条(短期入所療養介護)、第208条(特定施設入居者生活介護) ■ 予防条例 第102条(介護予防短期入所生活介護)、第144条(介護予防短期入所療養介護)、第177条(介護予防特定施設入居者生活介護)
改善方法等	身体的拘束を行う際は、身体的拘束等適正化委員会で事例検討を十分に行ってください。

指導事項	[運営基準] 身体的拘束等に関する研修が年2回以上実施されていなかった。
指導内容	身体的拘束等に関する研修を年1回しか実施されていないことを確認したため、改めること。
解 説	指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施すること。
根 拠 等	■ 条例 第208条(特定施設入居者生活介護) ■ 予防条例 第177条(介護予防特定施設入居者生活介護)
改善方法等	職員研修を組織的に徹底させていくためには、当該指定特定施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要です。 また、研修の内容についても記録することが必要となります。 なお、実施状況が記録等により確認できない場合、減算となりますのでご注意ください。

指導事項	[運営基準] 身体的拘束等の適正化のための指針に盛り込むべき内容の1つである「閲覧に関する基本方針」について記載がされていなかった。
指導内容	身体的拘束等の適正化のための指針に盛り込むべき内容の1つである「閲覧に関する基本方針」について記載がされていなかったため、改めること。
解 説	事業者が整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。 - イ 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 - ロ 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項 - ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 - ニ 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針 - ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 - ヘ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 - ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針
根 拠 等	■ 条例 第208条(特定施設入居者生活介護) ■ 予防条例 第177条(介護予防特定施設入居者生活介護)
改善方法等	身体的拘束等の適正化のための指針に盛り込む内容について、「閲覧に関する基本方針」以外にも具体的な内容が上記により想定されているため、ご確認ください。

指導事項	[運営基準] 重要事項説明書又は契約書に記録の保管を2年間と記載されていた。
指導内容	重要事項説明書及び契約書に記録の保管を2年間と記載しているが、5年間に訂正すること。
解 説	事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5年間保存 しなければならない。
根 拠 等	■ 条例 第42条(訪問介護)、第58条(訪問入浴介護)、第78条(訪問看護)、第88条(訪問リハビリテーション)、第97条(居宅療養管理指導)、第113条(通所介護)、第128条(通所リハビリテーション)、第150条(短期入所生活介護)、第186条(短期入所療養介護)、第218条(特定施設入居者生活介護)、第244条(福祉用具貸与)、第257条(特定福祉用具販売) ■ 予防条例 第37条(介護予防訪問入浴介護)、第54条(介護予防訪問看護)、第64条(介護予防訪問リハビリテーション)、第73条(介護予防居宅療養管理指導)、第88条(介護予防通所リハビリテーション)、第108条(介護予防短期入所生活介護)、第147条(介護予防短期入所療養介護)、第182条(介護予防特定施設入居者生活介護)、第213条(介護予防福祉用具貸与)、第227条(特定介護予防福祉用具販売)
改善方法等	記録の保管については、条例により完結の日から5年間保存しなければならないと定めているため、誤って破棄することのないように訂正してください。 なお、「完結の日」とは、契約終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等)により一連のサービス提供が終了した日となります。

指導事項	[運営基準] 利用者に対して指定福祉用具貸与の全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具貸与に係る同意書を得ていなかった。
指導内容	指定福祉用具貸与に当たって、平成30年10月1日以降、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとされているが、情報提供及び同意について確認できなかった。新規の利用者及び現在の利用者についても、全国平均貸与価格に関する情報を提供し、文書により同意を得ること。
解 説	指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ること。
根 拠 等	■ 条例 第237条(福祉用具貸与) ■ 予防条例 第216条(介護予防福祉用具貸与)
改善方法等	指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を文書により得てください。

指導事項	[運営基準] 貸与した福祉用具の点検記録がない。
指導内容	指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこととされているが、点検内容の詳細な記録が確認できなかったため、改めること。
解 説	貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこととされています。また、福祉用具の修理については、専門的な技術を有する者が実施ししても差し支えありませんが、この場合も、専門相談員が責任をもって修理後の点検を行うことが必要です。
根 拠 等	■ 条例 第237条(福祉用具貸与) ■ 予防条例 第216条(介護予防福祉用具貸与)
改善方法等	貸与した福祉用具の点検を実施した場合は、点検したことが確認できる様、点検記録を保管してください。

指導事項	[運営基準] 軽度者への福祉用具貸与にかかる理由が確認できない。
指導内容	軽度者(要介護1)への電動車いす貸与にかかる理由を確認できなかった。福祉用具貸与理由届出書の届け出を省略した場合は、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより居宅介護支援事業者が判断した理由を記録に残すこと。
解 説	原則、軽度者へは電動車いすを貸与できませんが、下記要件のいずれかに該当する場合、貸与できます。 ①日常的に歩行が困難な者(基本調査1-7が「3. できない」に該当) ②日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者(主治医の情報及びサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより、指定居宅介護支援事業者が判断) ③次の i) から iii) までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合(市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断) i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第31号のイに該当する者 ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第31号のイに該当することが確実に見込まれる者 iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第31号のイに該当すると判断できる者
根 拠 等	■ 条例 第245条(福祉用具貸与) ■ 留意事項通知 9-(2)-①
改善方法等	軽度者へ福祉用具を貸与する際は、その理由(根拠)が確認できるよう書類を保存、または記録に残してください。

指導事項	[運営基準] 特定福祉用具販売計画が作成されていなかった。(特定福祉用具販売)
指導内容	特定福祉用具販売計画が作成されていないにもかかわらず、サービスを提供していたことを確認した。至急、居宅サービス計画書に基づき特定福祉用具販売計画を作成すること。
解 説	① 特定福祉用具販売計画は、福祉用具専門相談員が利用者ごとに、特定福祉用具販売計画を作成しなければなりません。なお、指定福祉用具貸与の利用がある場合は、指定福祉用具貸与と指定特定福祉用具販売に係る計画は、一体的に作成してください。 ② 特定福祉用具販売計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を記載します。その他、関係者間で共有すべき情報(福祉用具使用時の注意事項等)がある場合には、留意事項に記載してください。なお、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画に沿って特定福祉用具販売計画を立案してください。また、特定福祉用具販売計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えありません。 ③ 特定福祉用具販売計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成する必要があります。サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成にあたっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得、また当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付してください。
根 拠 等	■ 条例 第256条(特定福祉用具販売) ■ 条例 第228条(特定介護予防福祉用具販売)
改善方法等	福祉用具を販売する際は、解説に記載のとおり特定福祉用具販売計画を作成のうえ、利用者の同意を得てください。

指導事項	[会計] 事業所ごとに会計書類が作成されていなかった。
指導内容	事業所の会計について、事業所ごとの経理を区分するとともに、その他の事業の会計を区分しなければならないとなっているが、されていないため改めること。
解 説	事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。
根 拠 等	■ 条例 第41条(訪問介護)、第63条(訪問入浴介護)、第79条(訪問看護)、第89条(訪問リハビリテーション)、第98条(居宅療養管理指導)、第114条(通所介護)、第129条(通所リハビリテーション)、第151条(短期入所生活介護)、第187条(短期入所療養介護)、第219条(特定施設入居者生活介護)、第245条(福祉用具貸与)、第258条(特定福祉用具販売) ■ 予防条例 第36条(介護予防訪問入浴介護)、第55条(介護予防訪問看護)、第65条(介護予防訪問リハビリテーション)、第74条(介護予防居宅療養管理指導)、第89条(介護予防通所リハビリテーション)、第109条(介護予防短期入所生活介護)、第148条(介護予防短期入所療養介護)、第183条(介護予防特定施設入居者生活介護)、第214条(介護予防福祉用具貸与)、第228条(特定介護予防福祉用具販売)
改善方法等	会計書類について、法人等と事業所ごとの経理を区分することが必要であるが、作成については、それぞれの法人等に適用される会計基準等を基本としつつ、その会計基準とは別に会計処理の段階で事業毎に区分が必要と想定される科目の按分方法を示して作成してください。

指導事項	[報酬] 訪問介護費(身体介護・生活援助)
指導内容	訪問介護計画に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間ではなく、現に要した時間で算定されていることを確認したため、改めること。
解 説	訪問介護費は、指定訪問介護事業所の訪問介護員等が、利用者に対して指定訪問介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で算定する。
根 拠 等	■ 報酬告示 別表 1 訪問介護費
改善方法等	訪問介護費の算定は、訪問介護計画に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で算定しますので、実施のサービス提供に要した時間で算定しないよう注意してください。

指導事項	[報酬] 短期入所生活介護費(30日を超える利用)
指導内容	連続して30日を超えて利用しており、30日を超えた利用についても介護報酬を請求していることを確認した。30日を超える日以降に受けた指定短期入所生活介護については、短期入所生活介護費は算定できないため、改めること。
解 説	利用者が連続して30日を超えて指定短期入所生活介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所生活介護については、短期入所生活介護費は、算定しない。
根 拠 等	■ 報酬告示 8 短期入所生活介護費 注17
改善方法等	短期入所生活介護において、連続して30日を超えて利用した場合、30日を超えた日以降の短期入所生活介護費は算定できませんので、ご注意ください。 なお、自宅に戻ることなく、自費利用を挟み、連続30日を超えて利用している者に対して短期入所生活介護を提供する場合には、連続30日を超えた日から長期利用者サービス提供減算を行うこととなります。

指導事項	[報酬] 事業者が費用負担すべき福祉用具貸与の費用を利用者が負担していた。 (特定施設入居者生活介護)
指導内容	福祉用具貸与にかかる費用を利用者が負担していることを確認した。特定施設入居者生活介護の提供に福祉用具貸与の必要がある場合には、事業者の費用負担により貸与すること。
解 説	特定施設入居者生活介護を受けている者の入居中の居宅サービス及び地域密着型サービスの利用については、特定施設入居者生活介護費を算定した月において、当該居宅サービス及び地域密着型サービスに係る介護給付費(居宅療養管理指導費を除く。)は算定できません(外泊の期間中を除く。) ただし、特定施設入居者生活介護の提供に必要な場合に、当該事業者の費用負担により、その利用者に対して他の居宅サービス及び地域密着型サービスを利用させることは差し支えありません。
根 拠 等	■ 留意事項通知 第2-4-(1)
改善方法等	特定施設サービス計画に福祉用具が必要と位置付けられた場合、福祉用具貸与の費用は事業者が負担します。 ただし、必要とする福祉用具より利用者が高機能のものを希望する場合、利用者の好みで別製品の福祉用具を希望する場合、福祉用具が必要でないケースで利用者が希望する場合は、協議のうえ利用者が費用を負担して差し支えありません。 なお、標準的な福祉用具の種類等については、下記URLでご確認ください。 ■ 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目(平成11年3月31日厚生省告示第93号) https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82999420&dataType=0&pageNo=1 ■ 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目(平成11年3月31日厚生省告示第94号) https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82999421&dataType=0&pageNo=1

指導事項	〔報酬〕 初回加算(訪問介護)
指導内容	初回加算を算定するにあたっては、訪問介護サービス利用開始月にサービス提供責任者による訪問介護の提供または同行訪問が必要であるが、同行訪問である場合に必要なサービス提供記録等への記載がなかったため、改めること。
解 説	サービス提供責任者が、訪問介護に同行した場合については、指定居宅サービス基準第19条に基づき、同行訪問した旨を記録するものとする。 また、この場合において、当該サービス提供責任者は、訪問介護に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく、利用者の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても、算定は可能である。
根 拠 等	■ 留意事項通知 第2の2(20)(訪問介護)
改善方法等	当該加算を算定するには、訪問介護サービス利用開始月にサービス提供責任者による訪問介護の提供または同行訪問が必要であるとともにその記録も必要であるため、サービス提供記録等へ記録を残してください。

指導事項	[報酬] 緊急時訪問看護加算
指導内容	緊急時訪問看護加算算定にあたっての利用者の同意書がない事を確認した。本加算算定にあたっては、利用者に対して、緊急時訪問を行う体制にある場合には本加算を算定する旨を説明し、その同意を得ること。
解 説	緊急時訪問看護加算については、利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある事業所において、当該事業所の看護師等が訪問看護を受けようとする者に対して、当該体制にある旨及び計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行う体制にある場合には当該加算を算定する旨を説明し、その同意を得た場合に加算する。
根 拠 等	■ 報酬告示 3 訪問看護費 注10 ■ 留意事項通知 4-(16)-①
改善方法等	当該加算は、利用者への説明・同意が必要なため、同意書を得るなど、利用者の同意が確認できるようにしてください。

指導事項	[報酬] ターミナルケア加算
指導内容	ターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等への説明・同意がないままターミナルケア加算が算定されている事を確認したため、改めること。
解 説	ターミナルケア加算算定にあたっては、主治医との連携の下に、ターミナルケアに係る計画・支援体制について利用者・家族等に対して説明・同意を得てターミナルケアを行っていることが必要。
根 拠 等	■ 報酬告示 3 訪問看護費 注10 ■ 留意事項通知 4-(16)-①
改善方法等	当該加算は、利用者への説明・同意が必要なため、同意書を得るなど、利用者の同意が確認できるようにしてください。

指導事項	[報酬] 緊急短期入所受入加算
指導内容	緊急短期入所受入加算について、緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の対応などの事項を記録する必要があるが、記録がない利用者を確認したため、記録するよう改めること。 また、緊急受入れ後に適切な介護を受けられるための方策について、担当する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員と密接な連携を行い、相談することとされているため、相談内容について記録すること。
解 説	緊急時訪問看護加算については、緊急利用した者に関する事項(緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の対応など)を記録・保存し、適切な利用に努めることが必要です。 また、本加算の算定対象期間7日以内に、緊急受入れ後に適切な介護を受けられるための方策について、担当する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員と密接な連携を行い、相談することが必要です。
根 拠 等	■ 報酬告示 3 訪問看護費 注10 ■ 留意事項通知 4-(16)-①
改善方法等	当該加算は、緊急利用した者に関する利用の理由など、経過が確認できるよう記録を保存してください。

指導事項	[報酬] 個別機能訓練加算
指導内容	① 機能訓練指導員等が居宅を訪問した上で生活状況を確認し、意向等を踏まえ目標設定を行う必要があるが、居宅を訪問した記録を確認できなかったため、適切に記録すること。 ② 個別機能訓練計画を作成する際、多職種の者が共同して作成することとされているが、共同で作成していることが確認できなかったため、改めること。
解 説	個別機能訓練を行う場合は、機能訓練指導員等(機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者)が居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況を確認し、多職種共同で個別機能訓練計画を作成した上で実施する。
根 拠 等	■ 留意事項通知 第2の7(11)(通所介護)、第2の2(9)(短期入所生活介護) ■ 予防留意事項通知 第2の7(9)(介護予防短期入所生活介護)
改善方法等	当該加算は、利用者の居宅を訪問し利用者の生活状況を把握したうえで、把握した利用者のニーズ・日常生活や社会生活等における役割及び心身の状態に応じ、機能訓練指導員等が多職種協働で個別機能訓練計画を作成することに留意してください。 なお、特に規定等はありませんが、署名・押印や会議録に残すなど、多職種協働で計画を作成したことが後で記録で確認できるようにしてください。 (参考通知) リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について

指導事項	〔報酬〕 個別機能訓練加算
指導内容	① 個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載しなければならないとされているが、実施時間が記載されていない利用者が見受けられたため、改めること。また、個別機能訓練計画における実施方法と実際に実施している内容が異なっていることも確認したため、必要に応じて個別機能訓練計画を見直すこと。 ② 個別機能訓練にかかるサービス提供の記録を確認できなかったため、適切に記録すること。
解 説	① 個別機能訓練計画の作成にあたっては、訓練項目、訓練実施時間、訓練実施回数等を記載する必要があります。 ② 個別機能訓練に関する記録は、利用者ごとに閲覧が可能な状態で保管が必要です。
根 拠 等	■ 留意事項通知 第2の7(11)(通所介護)、第2の2(9)(短期入所生活介護) ■ 予防留意事項通知 第2の7(9)(介護予防短期入所生活介護)
改善方法等	解説に記載のとおり、個別機能訓練計画には、訓練項目、訓練実施時間、訓練実施回数等を記載します。 個別機能訓練は、類似の目標を持ち、同様の訓練項目を選択した5人程度以下の小集団に対して実施します。訓練時間は、個別機能訓練計画に定めた訓練項目の実施に必要な1回あたりの訓練時間を考慮し適切に設定、概ね週1回以上を目安に実施してください。 訓練後は、実施時間、訓練内容、担当者等を記録し、利用者ごとに閲覧が可能な状態で保管してください。 なお、個別機能訓練が実施されなかった場合は当該加算を算定できないため、上記の訓練にかかる状況が確認できない場合は返還を依頼することも想定されますので、留意してください。

指導事項	[報酬] 医療機関連携加算
指導内容	医療機関連携加算について、算定にあたり、あらかじめ事業者と協力医療機関等で、情報提供の期間及び利用者の健康の状況の著しい変化の有無等の提供する情報の内容について定めておくこととされているが、情報提供の期間や提供する情報の内容について定めた文書を確認できなかったため、改めること。
解 説	当該加算算定にあたっては、あらかじめ、事業者と協力医療機関等で、情報提供の期間及び利用者の健康の状況の著しい変化の有無等の提供する情報の内容について定めておく必要があります。
根 拠 等	■ 留意事項通知 第2の4(11)(特定施設入居者生活介護) ■ 予防留意事項通知 第2の9(7)(介護予防特定施設入居者生活介護)
改善方法等	解説に記載のとおり、当該加算算定にあたっては、事業者と協力医療機関等であらかじめ提供する情報の内容を定めておく必要があります。協力医療機関等と確認した提供する情報の内容を文書で保管してください。

指導事項	[報酬] 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)
指導内容	事業者が策定した介護職員処遇改善手当の支給基準と実際の支給額に相違がみられた。手当の支給基準について精査するとともに、従業者へ書面で周知すること。
解 説	当該加算算定にあたっては、介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定め、書面をもって作成し、全ての介護職員に周知する必要があります。
根 拠 等	■ 留意事項通知 第2の2(22)(訪問介護)、第2の3(8)(訪問入浴介護)、第2の7(23)(通所介護)、第2の8(27)(通所リハビリテーション) ■ 留意事項通知 第2の2(21)(短期入所生活介護)、第2の3(15)(短期入所療養介護)、第2の4(17)(特定施設入居者生活介護) ■ 予防留意事項通知 第2の2(8)(介護予防訪問入浴介護)、第2の7(9)(介護予防短期入所生活介護)、第2の8(12)(介護予防短期入所療養介護)、第2の9(12)(介護予防特定施設入居者生活介護)
改善方法等	当該加算については、介護職員への周知要件がある項目が多くあります。周知方法については、職員への配布、掲示や回覧等が考えられますが、その方法は問いませんので、漏れのないようにしてください。 また、事業者が定める支給基準に基づき、当該加算にかかる手当について適切に支給してください。

指導事項	[報酬] 介護職員等処遇改善加算
指導内容	職場環境等要件として、介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用をすべての職員に周知することとされているが、実施状況が確認できなかったため、改めること。
解 説	処遇改善計画書及び実績報告書を作成後、従業者へ周知する必要があります。
根 拠 等	■ 留意事項通知 第2の2(22)(訪問介護)、第2の3(8)(訪問入浴介護)、第2の7(23)(通所介護)、第2の8(27)(通所リハビリテーション) ■ 留意事項通知 第2の2(21)(短期入所生活介護)、第2の3(15)(短期入所療養介護)、第2の4(17)(特定施設入居者生活介護) ■ 予防留意事項通知 第2の2(8)(介護予防訪問入浴介護)、第2の7(9)(介護予防短期入所生活介護)、第2の8(12)(介護予防短期入所療養介護)、第2の9(12)(介護予防特定施設入居者生活介護)
改善方法等	当該加算については、介護職員への周知要件がある項目が多くあります。 周知方法については、職員への配布や掲示、回覧等が考えられますが、その方法は問いませんので、漏れのないようにしてください。 なお、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算も同様の取扱いとなります。

指導事項	[報酬] 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)
指導内容	介護職員処遇改善加算処遇改善計画書において、年齢、資格、経験、技能、勤務成績などを考慮し基本給の引き上げ幅を決定する旨記載があるが、規程等を確認できなかった。確認のため、規程等を証憑資料として提出すること。また、当該証憑資料を全従業者へ書面で周知すること。
解 説	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の算定にあたっては、キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲ及び職場環境等要件の全てを満たすことが必要です。 介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件及び賃金体系、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを定め、書面で全ての介護職員へ周知しなければなりません。
根 拠 等	■ 介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について (令和7年2月7日 老発0207第5号)
改善方法等	介護職員に係る賃金について、賃金規程等により上記解説に記載の内容を規定し、全ての介護職員へ書面で周知してください。 周知方法については、職員への配布や掲示、回覧等が考えられますが、その方法は問いませんので、漏れのないようにしてください。

指導事項	[報酬] 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)
指導内容	キャリアパス要件(Ⅱ)において、介護職員の職務内容等を踏まえ、資質向上のための研修の実施又は研修の機会を確保するとともに、それらについて全ての介護職員に周知することとされているが、研修計画の内容について周知が不十分であった。研修計画については日時のみだけではなく、内容も周知するように努めること。
解 説	次のイ及びロの全てに適合していること。 イ 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び1又は2に掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保してしていること。(中略) ロ イについて、全ての介護職員に周知していること。
根 拠 等	■ 介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和7年2月7日 老発0207第5号)
改善方法等	当該加算については、介護職員への周知要件がある項目が多くあります。周知方法については、職員への配布や掲示、回覧等が考えられますが、その方法は問いませんので、漏れのないようにしてください。

指導事項	〔報酬〕 同一建物減算
指導内容	指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者に対して、訪問介護を行った場合は、1回につき100分の90に相当する単位数(50人以上居住する建物を除く)を算定することとされているが、同一建物減算がされていないため、改めること。
解 説	指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定訪問介護事業所と同一の建物に居住する利用者又は指定訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。
根 拠 等	■ 留意事項通知 第2の2(15)(訪問介護)
改善方法等	従来の仕組みでは、事業所と有料老人ホーム等が一体的な建築物である場合のみ減算対象でありましたが、平成30年度介護報酬改定により、有料老人ホーム等だけではなく、事業所と一体的な建築物である場合は減算対象になる形に要件が拡充されたところありますので、当該事業所が当該減算に該当するか、再度確認してください。

指導事項	[報酬] 同一建物減算
指導内容	事業所の所在地についてはAで届出を提出しているが、当該事業所の従業者はBにある高齢者住宅で業務を遂行し、書類を当施設に保管していたことから、事業所の所在地はBであると判断する。自己点検により当該事実が発生した時から同一建物減算を行い、併せて変更届を提出すること。
解 説	事業所の届出上の所在地と同一事業者が運営する高齢者住宅等の所在地が異なる場合でも、当該事業所の従業者が同一事業者が運営している高齢者住宅等に直行直帰の状態で業務を遂行しており、出勤簿が高齢者住宅等にある、高齢者住宅等に当該事業所の書類を保管しているなど、実態は当該事業所が同一事業者が運営する高齢者住宅等内にあると認められる場合、サテライト事業所と判断します。 よって、同一建物減算の対象となります。
根 拠 等	■ 留意事項通知 第2の2(15)(訪問介護)
改善方法等	上記の様な運営を行っている場合は、サテライト事業所として変更届出を行い、同一建物減算を適用してください。

指導事項	[報酬] サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
指導内容	サービス提供体制強化加算について、事業所の介護職員の総数のうち介護福祉士が占める割合について、計算等により管理していないことを確認したため、改めること。
解 説	事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 ※割合はサービス及び算定の種類により異なる。 本加算は、原則として職員の割合の前年度(11か月間)実績に応じて算定の可否が判断されることから、毎年3月に該当年度の職員の割合を計算・確認する必要があります。
根 拠 等	■ 留意事項通知 第2の3(7)(訪問入浴介護)、第2の4(25)(訪問看護)、第2の5(12)(訪問リハビリテーション)、第2の7(22)(通所介護)、第2の8(26)(通所リハビリテーション) ■ 留意事項通知 第2の2(20)(短期入所生活介護)、第2の3(14)(短期入所療養介護)、第2の4(16)(特定施設入居者生活介護) ■ 予防留意事項通知 第2の2(7)(介護予防訪問入浴介護)、第2の3(22)(介護予防訪問看護)、第2の4(12)(介護予防訪問リハビリテーション)、第2の7(14)(介護予防短期入所生活介護)、第2の8(11)(介護予防短期入所療養介護)、第2の9(11)(介護予防特定施設入居者生活介護) ■ 市長寿福祉課長寿福祉係発出「『サービス提供体制強化加算』について(職員割合の確認方法等)」
改善方法等	当該加算について、原則として、職員の割合の前年度(11か月間)実績に応じて算定の可否が判定されることから、毎年3月に当該年度の職員の割合を計算・確認する必要があるとされており、職員の介護福祉士の占める割合が100%であっても、介護福祉士の占める割合について計算等により確認してください。

指導事項	[報酬] 特定事業所加算
指導内容	特定事業所加算の体制要件として、訪問介護員等又はサービス提供責任者について、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定することとされているが、個別具体的な研修計画が作成されていないため、改めること。
解 説	厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号。以下「大臣基準告示」という。) 第3号イ(1)の「訪問介護員等ごとに研修計画を作成」又は同号二(2)の「サービス提供責任者ごとに研修計画を作成」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、訪問介護員等又はサービス提供責任者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。
根 拠 等	■ 留意事項通知 第2の2(12)(訪問介護)
改善方法等	研修計画については、訪問介護員等ごとに研修計画を策定することとされているが、当該計画の期間については定めていないため、当該訪問介護員等の技術や経験に応じた適切な期間を設定する等、柔軟な計画策定をしてください。 なお、計画については、すべての訪問介護員等が概ね1年の間に1回以上、なんらかの研修を実施できるよう策定してください。

指導事項	〔報酬〕 特定事業所加算
指導内容	① 特定事業所加算の算定要件である、訪問介護員等の総数のうち介護福祉士等の占める割合の確認が行われていないため、確認するよう改めること。 ② 介護福祉士の資格を有する全てのサービス提供責任者について、3年以上の実務経験を有することを確認できなかった。全てのサービス提供責任者について、実務経験を確認できる書類を証憑書類として提出すること。
解 説	特定事業所加算(Ⅰ)の算定にあたっては、所属する訪問介護員等の総数に占める「介護福祉士の占める割合が30%以上」、又は「介護福祉士、実務者研修修了者・介護職員基礎研修課程修了者・一級課程修了者の占める割合が50%以上」であることが要件です。 また、介護福祉士の資格を有する全てのサービス提供責任者については、3年以上の実務経験が必要です。
根 拠 等	■ 留意事項通知 第2の2(12)(訪問介護)
改善方法等	介護福祉士、実務研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の割合については、前年度(3月を除く。)又は届出日の属する月の前3か月の1か月当たりの実績の平均値について、常勤換算方法により算出した数を用いて算出します。よって、要件を満たしているか毎年3月に必ず確認し、要件を満たさない場合は速やかに加算の届け出を行ってください。 なお、留意点は下記のとおりです。 ① 生活援助従事者研修修了者については、0.5を乗じて算出する。 ② 介護福祉士、実務研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、1級課程修了者は、各月の前月末日時点で資格を取得しているか、研修の課程を修了している者とする。 ③ 看護師等の資格を有する者については、1級課程修了者に含めてよい。

指導事項	[報酬] 運動器機能向上加算
指導内容	運動器機能向上加算は、理学療法士等の多職種の職員が共同し、利用者ごとの運動器機能向上計画を作成すべきとされているが、計画書上で多職種が共同し作成していることが確認できなかったため、改めること。
解 説	利用者に係る長期目標及び短期目標を踏まえ、医師(介護予防通所リハビリテーションのみ)、理学療法士等、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、当該利用者ごとに、実施する運動の種類、実施期間、実施頻度、1回当たりの実施時間、実施形態等を記載した運動器機能向上計画を作成すること。
根 拠 等	■ 留意事項通知 第2の6(5)(介護予防通所リハビリテーション)
改善方法等	多職種共同で作成した運動器機能向上計画の作成は、運動器機能向上加算を算定する要件の1つであり、その他要件も併せてすべて適合することが算定要件となっています。 すべての共同で作成していることがわかるよう、作成に関わった従業者の職種、担当者名等を運動器機能向上計画内にて明らかにしてください。

指導事項	[報酬] 緊急時訪問介護加算(訪問介護)
指導内容	緊急時訪問介護加算の対象となる指定訪問介護の提供を行った場合について、要請のあった時間について記入漏れの利用者がいたため、記入漏れがないよう改めること。
解 説	緊急時訪問介護加算の対象となる指定訪問介護の提供を行った場合は、指定居宅サービス基準第19条に基づき、要請のあった時間、要請の内容、当該訪問介護の提供時刻及び緊急時訪問介護加算の算定対象である旨等を記録するものとする。
根 拠 等	■ 留意事項通知 第2の2(19)(訪問介護)
改善方法等	指定訪問介護の提供を行ったあとの記録(要請のあった時間、要請の内容、当該訪問介護の提供時刻及び緊急時訪問介護加算の算定対象である旨等)については、緊急時訪問介護加算を算定する要件の1つであり、その他要件も併せてすべて適合することが算定要件となっていますので、記入漏れがないよう注意してください。 なお、記録等が確認できない場合、算定できませんのでご注意ください。

指導事項	〔報酬〕 複数名訪問加算(訪問看護)
指導内容	複数名訪問加算において、計画書等により身体的理由等の位置付けがされていないこと、利用者又はその家族等からの同意を得ていないことを確認したため、改めること。
解 説	2人の看護師等又は1人の看護師等と1人の看護補助者が同時に訪問看護を行う場合の複数名訪問加算は、体重が重い利用者を1人が支持しながら、必要な処置を行う場合等、1人で看護を行うことが困難な場合に算定を認めるものであり、これらの事情がない場合に、単に2人の看護師等(うち1人が看護補助者の場合も含む。)が同時に訪問看護を行ったことのみをもって算定することはできない。 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす場合であって、同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して指定訪問看護を行ったとき又は看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して指定訪問看護を行ったときは、複数名訪問加算として、区分に応じ、1回につきそれぞれの単位数を所定単位数に加算する。 ※厚生労働大臣が定める基準→利用者等告示・五 同時に複数の看護師等により訪問看護を行うこと又は看護師等が看護補助者と同時に指定訪問看護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当するとき イ 利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められるとき ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ハ その他利用者の状況等から判断して、イ又はロに準ずると認められる場合
根 拠 等	■ 留意事項通知 第2の4(10)(訪問看護) ■ 予防留意事項通知 第2の3(9)(介護予防訪問看護)
改善方法等	複数の看護師等により行わなければならない理由付けは、計画書等の書面により残してください。 また、複数の看護師等によるサービス提供に関する利用者等の同意についても、書面により同意を得てください。 なお、記録等が確認できない場合、算定できませんのでご注意ください。

指導事項	[その他] 看護師の判断で投薬を行っていた。
指導内容	医師から投薬の処方を受けてない入居者に対して、看護師の判断で投薬を行わないこと。 また、入居者が処方を受けた医薬品について、ラベルを貼る等、入居者ごとに区別して保管・管理し、他の入居者の医薬品を使用しないこと。
解 説	医師でなければ、医業をしてはならない。 保健師、助産師、看護師又は准看護師は、主治の医師又は歯科医師の指示があつた場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授与し、医薬品について指示をしその他医師又は歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。ただし、臨時応急の手当をし、又は助産師がへその緒を切り、浣(かん)腸を施しその他助産師の業務に当然に付随する行為をする場合は、この限りでない。
根 拠 等	■ 医師法 第17条 ■ 保健師助産師看護師法 第37条
改善方法等	看護師が医薬品を投与する場合は、主治の医師又は歯科医師の指示が必要であり、独断で医薬品を投与することは不適切です。 また、他の患者の医薬品を誤って使用することのないように医薬品の管理には十分に注意してください。

指導事項	[その他] 利用者の髭剃りを剃刀(T字カミソリ)により職員が行っていた。
指導内容	頭髮の剃込、顔そり等の方法により容姿を整える行為(理容)は、理容師法に基づき免許を得た「理容師」が実施するものとされており、介護従事者が、剃刀(T字も含む)によって、髭剃り等を行う行為は、理容師法に抵触するため、改めること。
解 説	顔そり等は理容行為に該当し、理容に関する専門的知識・技術を有しているとして免許を与えられている理容師のみがこれを業として行うことが可能なものとなっており、また、身体が不自由などの理由により理容所に来ることができない方は、法令上出張理容の対象として位置付けられ、出張理容サービスを受けることができることとなっている。そのため、美容師が顔そり等を行うことを認めることは困難である。 なお、介護従事者であっても、剃刀による顔そり等は認めていない。
根 拠 等	■ 理容師法 第1条の2、第2条、第3条、第6条 ■ 構造改革特区及び地域再生(非予算関連)に関する再々検討要請に対する各府省庁からの回答について(平成19年10月9日 内閣官房 地域活性化統合事務局)
改善方法等	剃刀(T字カミソリ)で髭剃りを行えるのは、理容師の免許を受けた者とされております。介護職員が髭剃りを行う場合には、電気カミソリの使用が望ましいと考えられます。 なお、電気カミソリを使用する場合は、1つの電気カミソリを複数人で使用することは避け、利用者本人の電気カミソリを使用することを原則とするなど感染症予防に十分留意してください。 また、この取扱いについては福島市としての考えであり、他市町村とは取扱いが異なる場合がございますのでご注意ください。

指導事項	[その他] 避難経路上に物品が置いてあり、避難の支障をきたしていた。
指導内容	避難経路上に物品が置いてあり、備品等の物品が障害物となっていたため、改めること。
解 説	学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、当該防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設について避難の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理し、かつ、防火戸についてその閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理しなければならない。
根 拠 等	■ 消防法 第8条の2の4
改善方法等	避難する際に避難の支障をきたす物品等は、避難経路上に設置してはいけません。手軽に移動できるものであれば構いませんが、避難訓練の際に避難の支障をきたす物品等がないか、確認してください。

4 運営規程に定める事項

～居宅サービス～

サービス	運営規程に規定する内容
■訪問介護 ■共生型訪問介護	1 事業の目的及び運営の方針 2 従業者の職種、員数及び職務の内容 3 営業日及び営業時間 4 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額 5 通常の事業の実施地域 6 個人情報の取扱いに関する事項 7 緊急時等における対応方法 8 虐待の防止のための措置に関する事項 9 その他運営に関する重要事項
■訪問入浴介護 ■介護予防訪問入浴介護	1 事業の目的及び運営の方針 2 従業者の職種、員数及び職務の内容 3 営業日及び営業時間 4 指定(介護予防)訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額 5 通常の事業の実施地域 6 サービスの利用に当たっての留意事項 7 個人情報の取扱いに関する事項 8 緊急時等における対応方法 9 虐待の防止のための措置に関する事項 10 その他運営に関する重要事項

サービス	運営規程に規定する内容
■訪問看護 ■介護予防訪問看護	1 事業の目的及び運営の方針 2 従業者の職種、員数及び職務の内容 3 営業日及び営業時間 4 指定(介護予防)訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額 5 通常の事業の実施地域 6 個人情報の取扱いに関する事項 7 緊急時等における対応方法 8 虐待の防止のための措置に関する事項 9 その他運営に関する重要事項
■訪問リハビリテーション ■介護予防訪問リハビリテーション	1 事業の目的及び運営の方針 2 従業者の職種、員数及び職務の内容 3 営業日及び営業時間 4 指定(介護予防)訪問リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額 5 通常の事業の実施地域 6 個人情報の取扱いに関する事項 7 虐待の防止のための措置に関する事項 8 その他運営に関する重要事項

サービス	運営規程に規定する内容
■居宅療養管理指導 ■介護予防居宅療養管理指導	1 事業の目的及び運営の方針 2 従業者の職種、員数及び職務の内容 3 営業日及び営業時間 4 指定(介護予防)居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額 5 通常の事業の実施地域 6 個人情報の取扱いに関する事項 7 虐待の防止のための措置に関する事項 8 その他運営に関する重要事項
■通所介護 ■共生型通所介護	1 事業の目的及び運営の方針 2 従業者の職種、員数及び職務の内容 3 営業日、営業時間及びサービス提供時間 4 指定通所介護の利用定員 5 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 6 通常の事業の実施地域 7 サービス利用に当たっての留意事項 8 個人情報の取扱いに関する事項 9 緊急時等における対応方法 10 非常災害対策 11 虐待の防止のための措置に関する事項 12 その他運営に関する重要事項

サービス	運営規程に規定する内容
■通所リハビリテーション ■介護予防通所リハビリテーション	1 事業の目的及び運営の方針 2 従業者の職種、員数及び職務の内容 3 営業日、営業時間及びサービス提供時間 4 指定(介護予防)通所リハビリテーションの利用定員 5 指定(介護予防)通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額 6 通常の事業の実施地域 7 サービス利用に当たっての留意事項 8 個人情報の取扱いに関する事項 9 非常災害対策 10 虐待の防止のための措置に関する事項 11 その他運営に関する重要事項
■短期入所生活介護 ■共生型短期入所生活介護 ■介護予防短期入所生活介護 ■介護予防共生型短期入所生活介護	1 事業の目的及び運営の方針 2 従業者の職種、員数及び職務の内容 3 利用定員(条例第131条第2項(予防条例第95条第2項)の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。) 4 (介護予防)指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 5 通常の事業の実施地域 6 サービス利用に当たっての留意事項 7 個人情報の取扱いに関する事項 8 緊急時等における対応方法 9 非常災害対策 10 虐待の防止のための措置に関する事項 11 その他運営に関する重要事項

サービス	運営規程に規定する内容
■ユニット型指定短期入所生活介護 ■ユニット型介護予防短期入所生活介護	1 事業の目的及び運営の方針 2 従業者の職種、員数及び職務の内容 3 利用定員(条例第131条第2項(予防条例第95条第2項)の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。) 4 ユニットの数およびユニットごとの利用定員(条例第131条第2項(予防条例第95条第2項)の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。) 5 (介護予防)指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 6 通常の送迎の実施地域 7 サービス利用に当たっての留意事項 8 個人情報の取扱いに関する事項 9 緊急時等における対応方法 10 非常災害対策 11 虐待の防止のための措置に関する事項 12 その他運営に関する重要事項
■短期入所療養介護 ■ユニット型短期入所療養介護 ■介護予防短期入所療養介護 ■ユニット型介護予防短期入所療養介護	1 事業の目的及び運営の方針 2 従業者の職種、員数及び職務の内容 3 指定(介護予防)短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額 4 通常の送迎の実施地域 5 施設利用に当たっての留意事項 6 個人情報の取扱いに関する事項 7 非常災害対策 8 虐待の防止のための措置に関する事項 9 その他運営に関する重要事項

サービス	運営規程に規定する内容
■特定施設入居者生活介護 ■介護予防特定施設入居者生活介護	1 事業の目的及び運営の方針 2 (介護予防)特定施設従業者の職種、員数及び職務内容 3 入居定員及び居室数 4 指定(介護予防)特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 5 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続 6 施設の利用に当たっての留意事項 7 個人情報の取扱いに関する事項 8 緊急時等における対応方法 9 非常災害対策 10 虐待の防止のための措置に関する事項 11 その他運営に関する重要事項
■外部サービス利用型特定施設入居者生活介護 ■外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護	1 事業の目的及び運営の方針 2 外部サービス利用型(介護予防)特定施設従業者の職種、員数及び職務内容 3 入居定員及び居室数 4 外部サービス利用型(介護予防)指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 5 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地 6 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続 7 施設の利用に当たっての留意事項 8 個人情報の取扱いに関する事項 9 緊急時等における対応方法 10 非常災害対策 11 虐待の防止のための措置に関する事項 12 その他運営に関する重要事項

サービス	運営規程に規定する内容
■福祉用具貸与 ■介護予防福祉用具貸与	1 事業の目的及び運営の方針 2 従業者の職種、員数及び職務内容 3 営業日及び営業時間 4 指定(介護予防)福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額 5 通常の事業の実施地域 6 個人情報の取扱いに関する事項 7 虐待の防止のための措置に関する事項 8 その他運営に関する重要事項
■特定福祉用具販売 ■特定介護予防福祉用具販売	1 事業の目的及び運営の方針 2 従業者の職種、員数及び職務内容 3 営業日及び営業時間 4 指定特定(介護予防)福祉用具販売の提供方法、取り扱う種目及び販売費用の額その他の費用の額 5 通常の事業の実施地域 6 個人情報の取扱いに関する事項 7 虐待の防止のための措置に関する事項 8 その他運営に関する重要事項